

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 5 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和5年5月30日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第42号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第6	議案第43号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第44号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第8	議案第45号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市介護保険条例の一部改正)
日程第9	議案第46号 専決処分の承認を求めることについて (組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)
日程第10	議案第47号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第11	議案第48号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第12	議案第49号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第50号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号)
日程第14	議案第51号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号)
日程第15	議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第16	議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ いて
日程第17	議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第19 議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第58号 市道路線の認定について
- 日程第22 議案第59号 動産の取得について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 5 年第 2 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 42 号から議案第 59 号までの議案 18 件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、13 番、市來利恵議員及び 14 番、増田浩二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田中議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○田中議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 18 件と報告 5 件であります。

次に、令和 5 年第 1 回定例会から第 2 回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和 5 年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和5年4月13日木曜日、大阪府中央区のシティプラザ大阪で第88回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、令和4年4月14日から令和5年3月31日までの会務報告、令和3年度会計歳入歳出決算、令和4年度会計前期の出納検査結果報告、支部提出議案4件の審議、会長提出議案の令和5年度会計予算の審議、役員を選任が行われ、当市は全国市議会議長会議員共済会代議員に選任されました。

その後、新旧役員代表による挨拶が行われ、最後に、次定期総会開催市である奈良県の香芝市議会議長の挨拶があり、定期総会が閉会されました。

定期総会閉会后、フリーアナウンサー笠井信輔氏を講師に招き、「生きる力～がん、ステージ4からの生還～」と題して、研修会が開催されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○田中議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。失礼をいたします。

議員の皆様におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は皆様方にご出席をいただき、令和5年第2回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、都市宣言についてであります。産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言につきましては、より一層、その理念を広く市民に知らせるため、市役所北側と市民総合体育館東側に表示板を設置いたしました。

今後も平成18年9月に制定された市民憲章はじめ、既に都市宣言を行っている暴力追放宣言のまち、シートベルト・ヘルメット装着実行のまち、核兵器廃絶のまちに、このたびの都市宣言を加えた4本の柱に沿って、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、若者世帯の移住・定住の促進についてであります。令和3年度から国の交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施していますが、今般、市独自の結婚祝

い金交付事業を新設し、お祝いの気持ちを表すとともに、結婚支援、定住につながる取組を行ってまいります。つきましては、本定例会へ事業に要する経費を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、市政懇談会についてであります。住民参加のまちづくりを進めるため、平成9年度から実施し、本年度で27回目を迎えます。本年度は新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行されたことに伴い、10月頃に会場での開催を計画しております。なお、日程等の詳細が決まり次第、改めてお知らせをいたします。

次に、職員採用試験についてであります。7月9日に、一般職、技師、保健師及び社会福祉士の採用に係る1次試験を実施いたします。採用予定者数は、令和5年9月採用として、一般職で社会人枠3名程度、保健師3名程度、令和6年4月採用として一般職若干名、技師2名程度、保健師1名程度、社会福祉士1名程度としております。それぞれ面接等の2次試験実施後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に移行になりましたが、第9波が懸念されることから、基本的な感染対策を継続することが重要と考えております。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和6年3月31日まで延長となり、接種にかかる費用は公費負担となりました。

現在、初回接種を終了した方で、65歳以上の方、12歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に接種を実施しております。また、9月には5歳以上の全ての方を対象に接種を予定しており、引き続き希望される方が適切に接種できるよう対応してまいります。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。昨年度、3年ぶりに開催をいたしました。今年度の河川愛護月間の7月9日日曜日の開催を予定しております。多くの方々に参加をしていただけるよう準備を進めているところであります。議員各位におかれましても、ご参加いただけますようよろしくお願いをいたします。

次に、有料指定可燃ごみ袋についてであります。物価高騰による生活支援とごみ袋コストの高騰の両面から、総合的に可燃ごみ袋の価格を改定いたしたく、本定例会へ条例の一部改正の議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、クリーンセンターの大規模改修についてであります。このたび、国の循環型社会形成推進交付金事業に採択され、今年度は、生活環境影響調査と長寿命化総合計画策定を進めてまいります。つきましては、本定例会へ事業に要する経費を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります。令和元年度以来、4年ぶりに8月の最終土曜日の26日に開催することが、去る5月26日のいわで夏まつり実行委員会において決定されました。いわで夏まつりは、市民のみならず、近隣市町村から来場者も多く、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を市内外にPRする絶好の機会であります。開催に当たり、会場周辺の混雑緩和と市民の利便性向上のため、市内と会場を巡回する無料バスの運行を強化するとともに、各団体と連携し、祭りの安全確保に努めてまいります。

次に、教育関係についてであります。5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられたことにより、これまでの制限が撤廃されましたが、学校教育では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考に、換気や手洗いといった日常的な対応を継続してまいります。

なお、本定例会において、学校給食費の引上げ相当額について、国の地方創生臨時交付金を活用して、保護者負担の軽減を行うための補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

本日ご説明申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第22 議案第59号 動産の取得について

○田中議長 日程第5 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第22 議案第59号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が10件、条例案件が2件、令和5年度の補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件の18件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第42号 岩出市税条例の一部改正、議案第43号 岩出市都市計画税条例の一部改正及び議案第44号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法などの法令の改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第45号 岩出市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る令和4年度以前の介護保険料の減免措置を引き続き実施することに伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第46号 組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、生活福祉部の組織再編に伴い関係条例の整備を行ったものであります。

次に、議案第47号 令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号についてであります。既決の予算の総額に3億317万2,000円を追加するほか、繰越明許費及び地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による各種交付金及び地方交付税などについて、歳出では、各事務事業費の精算のほか、市民生活応援事業費、マイナンバーカード交付事業費などについて補正するものであります。

次に、議案第48号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から2,174万3,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、保険給付費等交付金のほか、財政対策補助金、保険基盤安定繰入金などについて、歳出では、出産育児一時金のほか、国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第49号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から7,462万8,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、国支出金のほか、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などについて、歳出では、介護認定審査会費のほか、保険給付費、介護給付費準備基金積立金などについて補正するものであります。



次に、議案第50号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号についてであります。既決の収益的収入の予定総額に445万7,000円を追加し、既決の収益的支出の予定総額に1,373万6,000円を追加したものであります。

主な内容は、収益的収入では、濁水事故に対する保険金について、収益的支出では、濁水事故対応にかかる費用について補正したものであります。

次に、議案第51号 令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額に2億7,598万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国の物価高騰対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費及び子育て世代生活支援特別給付金給付事業費について補正するものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正についてであります。個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第53号 岩部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。原材料費及び燃料費等の高騰により、有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きく影響が及ぶ中、有料指定可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するための所要の改正を行うものであります。

続いて、令和5年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に3億8,007万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国の物価高騰対策関連事業費等に係る事業財源などについて、歳出では、電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業費のほか、人事異動等による人件費などについて補正するものであります。

議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に114万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国県支出金及び市繰入金などについて、歳出では、一般管理費のほか、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的収入の予定額に1億1,750万3,000円を追加し、既決の収益的支出の予定額に1億3,182万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的収入においては、他会計補助金について、収益的支出におい

て、水道基本料金免除による委託料及び雑支出のほか、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に26万4,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額に186万円を追加し、既決の資本的支出の予定額に159万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的支出及び資本的支出において、人事異動等による人件費について、資本的収入において、一般会計出資金について補正するものであります。

次に、市道路線の認定案件についてご説明いたします。

議案第58号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等14路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第59号 動産の取得についてであります。行政事務用パソコン整備事業に係るパソコン一式の購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月5日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月5日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

（9時55分）

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和5年6月5日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第2 | 議案第43号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市介護保険条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第46号 | 専決処分の承認を求めることについて
(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定) |
| 日程第6 | 議案第47号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第7 | 議案第48号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第8 | 議案第49号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第9 | 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号) |
| 日程第10 | 議案第51号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第11 | 議案第52号 | 岩出市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第13 | 議案第54号 | 令和5年度岩出市一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第55号 | 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第57号 | 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第58号 | 市道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第59号 | 動産の取得について |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第42号から議案第59号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第22 議案第59号 動産の取得について

○田中議長 日程第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第18 議案第59号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのしないようお願いいたします。

質疑通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

通告1番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第58号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、議案第58号 市道路線の認定について質疑を行いたいと思います。3点、質疑を行います。

1点目、船戸7号線、船戸8号線を市道認定する目的は何なのか、お聞かせください。

2点目に、市道認定する基準に合致するのか、お聞かせください。

また、野上野63号線の幅員はなぜ5メートルなのか、お聞きいたします。

○田中議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 皆さん、おはようございます。

玉田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、船戸7号線、8号線を市道認定する目的についてですが、かつては旧国道である大和街道と呼ばれた道路ですが、交通の主体が人から荷車、また自動車へと移り変わる過程で、時代に合わせてルートを変えてきました。以前には道路認定されていましたが、昭和62年の道路台帳全面更新に伴う一斉見直しにおいて、議案第17号 町道路線の廃止についての議決により、認定道路から外れたものです。

しかしながら、現状においても、船戸駅を利用する周辺住民の方に加えて、歴史的街道を散策する方などが訪れ、そのための石碑も整備され、案内されております。市ではこのような背景並びに歴史的見地から、特別な配慮をもって再度道路認定し、公共的管理の下で、後世に引き継ぐものです。

次に2点目、市道認定する基準に合致するののかについてですが、市では岩出市市道認定要綱を定めており、認定対象道路及び幅員などの認定要件を設けています。船戸7号線、8号線につきましては、認定要件のうち幅員のみ該当いたしません。道路の背景や歴史的見地から、第3条第1項第1号の幅員4メートル未満の道路について、交通事情及び公益的見地から、市長が特に必要と認める道路についてはこの限りではないを適用できるものとして考えています。

次に3点目、野上野63号線の幅員についてですが、開発の事業区域面積が1,000平方メートル未満のため、和歌山県道路位置指定に関する指定基準の幅員は、最小有効4メートルを確保することによることから、開発事業者と協議を行い、基準以上の5メートルとしたものです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

通告2番目、創生岩出、福山晴美議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福山晴美議員、議案第47号の質疑をお願いいたします。

○福山議員 議長の許可を得ましたので、質疑させていただきます。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについての26ページ、教育振興補助金465万9,000円、補助金の当初の目的と減額の理由、それから27ページ、社会教育総務費、報償費145万7,000円、当初予算の編成根拠と減額の理由は、同じく27ページ、公民館費、工事請負費1,480万円、当初予算の編成根拠と減額の理由を、28ページ、社会体育振興費補助金100万、当初予算の編成根拠と減額の理由、それと総合スポ

ーツ大会とは何か、お聞きします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福山議員ご質疑の1点目についてお答えいたします。

教育振興補助金の目的ですが、学校教育振興を図るため、中学校部活動の公式競技大会出場のための交通費等を補助しています。

次に減額理由ですが、主な理由として、コロナの影響により部活動遠征費や引率日の減が生じたためです。

○田中議長 生涯学習課長。

○中西生涯学習課長 福山議員ご質疑の2点目から4点目についてお答えいたします。

まず、2点目の講師謝金145万7,000円の減額ということでございます。放課後子ども教室におきまして、当初は市内の各小学校で93教室の実施を計画し、それらの教室においてご指導いただく協同活動支援員、また安全管理をしていただく協同活動サポーター、こういう方の謝金を予算計上しておりましたが、コロナの影響で実施できなかった教室もあり、実績が78教室となったことから、その実績に基づきまして、その差額を減額したものでございます。

また、生涯学習を考えるつどい、文化祭の前夜祭、実施しておるものなのですが、これにおきまして謝金として予算計上しておりましたが、これもコロナの影響により中止になったことで、その全額を減額させていただいたものです。これら2つを合わせて145万7,000円の減額となったということでございます。

次に3点目、工事請負費の減額ということでございます。岩出地区公民館の外壁等改修工事におきまして、外壁のひびの修繕、これに緊急を要したため、設計監理委託と同時に工事請負費、これを概算工事見積りにより当初予算を計上しておりました。その後、設計業務におきまして、精度の高い積算の実施によりまして、当初予定していた工事よりも、改修規模、これが縮小したということで、その差額の不用額、これを減額したということでございます。

最後4点目でございます。総合スポーツ大会補助金ということで、マイナス100万円という減額です。まず、総合スポーツ大会ということでございますが、市民のスポーツ離れを食い止めることと競技力の向上を目的としまして、現在、体育協会の各団体が随時開催している大会、これを秋季、秋に一本化して開催しようとするものでございます。この大会は、体育協会に運営をしていただきまして、運営に要する費用、これを補助することといたしまして、1団体当たり10万円を上限に、10

団体の参加を想定して100万円、当初予算で計上しておりました。しかし、これもコロナの影響により実施できなかったことから、その全額を減額させていただいたものでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、可燃ごみ袋の手数料を令和5年度と6年度に引下げ、令和7年度に元に戻し、令和8年度に引き上げるとした理由をお聞きします。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 福山議員のご質疑にお答えします。

まず今回の改正は、原材料費及び燃料費等の高騰により、有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きく影響が出ている中、有料指定可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するため改正を行うもので、一日も早い価格改定、引上げが必要であると考えています。

しかしながら、急激な物価高騰により市民生活にも大きな影響があることから、緩和策として、令和5年、6年度の2年間は現行のごみ袋の価格を10%相当引下げ、令和7年度は現行の価格に戻し、令和8年度から価格を10%相当引き上げる段階的な措置としております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 その引上げの根拠をお聞きしたいんです。というのは、令和7年度や8年度の状況を見てから引き上げてもいいのではと思うんですが、どうなんですか、お聞きします。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 福山議員、再質疑にお答えします。

引上げの根拠といたしましては、消費者物価指数や、これまでのごみ袋製造コストの推移を考慮し、今回の引上げ幅を10%相当といたしましたが、ごみ袋の製造コストが、可燃ごみ袋有料化開始当時の平成25年と令和4年度決算時点を比較して、



11.66%上昇していることを取っても、今回の引上げは、現時点で最低10%は引き上げておくべきものと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第54号の質疑をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第54号 令和5年度一般会計補正予算(第2号)、4ページの教育費負担金、保健体育費負担金145万7,000円、臨時交付金を活用して、1食20円の値上げ分を減額すると聞いていますが、この増額分は何なのか、お聞きします。

また、臨時交付金は予算上どこに反映されているのですか。

同じく4ページの教育費国庫補助金、社会教育費国庫補助金442万5,000円、デジタル田園都市国家構想交付金をどのように活用するのか。また、この補助金は予算上どこに反映されているのですか、お聞きします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福山議員のご質疑にお答えします。

ご質疑の1点目、保健体育費負担金145万7,000円の増額分については、給食費の値上げ相当分において、臨時交付金の対象外とした教職員負担分を計上しています。

ご質疑の2点目、臨時交付金は予算上どこに反映されているのかについては、歳入15款2項1目1節電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金1億4,551万7,000円のうち、令和5年度における給食費値上げ相当分の保護者負担分として1,617万7,000円を歳出9款5項4目学校給食費の財源、国県支出金に反映しております。

○田中議長 岩出図書館次長。

○湯葉岩出図書館次長 福山議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑の1点目、社会教育費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金はどのように活用するのかにつきましては、岩出図書館の事業として現在使用しているクラウド型図書館システムのバージョンアップを予定しております。バージョンアップの新機能として、ウェブOPACでの利用者バーコード表示機能、スマホ利用券を追加し、利用カードの代わりに、スマホの利用券表示により図書館サービスが受けられるようになります。利用者の利便性向上に向けた取組として、この補助金を活用するものでございます。

次に、ご質疑の2点目、臨時交付金は予算上どこに反映されているかにつきましては、令和5年度当初予算に岩出図書館システム更新事業に係る予算を計上していますが、その事業財源として、事業費の2分の1の442万5,000円を一般財源から国庫支出金に振り替えるものでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、創生岩出、福山晴美議員の質疑を終わります。

通告3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第44号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第44号 国民健康保険税の一部改正について、大きく2点の点でお聞きをしたいと思います。

まず1点は、第2条で、後期高齢者支援金等課税額、これを2万円引き上げるというものですが、影響額、また対象人数など、これに関わる影響についてどのようになっているのかという点、お聞きをしたいと思います。

2点目は、23条関係で、ここでは減額とする対象の基準の改正も出されています。その中で2万円引き上げる、そういう部分もあれば5,000円引き上げるという部分もあります。また、第3項では1万5,000円引き上げるというものになっていますが、おのおのこの点における影響額、その点についての状況、内容について、お聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、後期高齢者支援金等課税限度額の2万円引上げによる影響額について、令和5年5月30日現在の状況では、この引上げにより、限度額超過世帯から限度額内となる世帯数は18世帯、影響額は155万8,161円となります。

続いて2点目、減額対象の基準において2万円引き上げる影響額についてですが、この2万円引上げも、後期高齢者支援金等課税限度額のことを指しておりますので、1点目と同様、影響額は155万8,161円となります。

次に、2号において5,000円引き上げる影響額についてですが、2号は5割軽減の判定所得引上げの改正となり、対象世帯数は、基礎課税分と後期高齢者支援金等で、それぞれ20世帯の増、影響額は、基礎課税分で65万4,720円、後期高齢者支

援金等分で19万7,220円の増となります。また、介護納付金分については、対象世帯は3世帯の増、影響額は2万3,400円の増となります。

また、3号において1万5,000円引上げによる影響額について、3号は2割軽減の判定所得引上げの改正となり、対象世帯数は、基礎課税分と後期高齢者支援金等分で、それぞれ28世帯の増、影響額は基礎課税分で46万3,870円、後期高齢者支援金等分で13万9,870円の増となります。また、介護納付金分については、対象世帯は23世帯の増、影響額は8万5,200円の増となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第47号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第47号 令和4年度一般会計補正予算では、4点お聞きをしたいと思います。

企業版のふるさと納税の寄附金というものが11ページに載っておられます。5社からこういう寄附金があったと言われているんですが、その内容についてお聞きをしたいと思います。

2点目については、今回、この補正予算では、合計して基金への積立てについては9億円以上が積み立てられる、そういうような状況になっています。しかし、積極的にこのお金の部分のうち、市民に対して使える、そういう金額があったのではないかというふうにも考えるものですが、市としての見解、これをお聞きをしたいと思います。基金については、ページ数について、20ページ、23ページ、25ページ、29ページというところに各基金が計上されていますが、市としての見解をお聞きをしたいと思います。

3点目については、私立保育所、認定こども園、地域型保育関係、こういうところにおいて減額予算というのが出てきています。この点については、当初、市が見込んでいた、そういう人数の違い、これがどのぐらい違いがあったのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

4点目は、新型コロナの影響下で予防接種事業、これが実施されてきたわけなんです、市としての計画と実施してきた、そういう面における市としての見解、認識、これについては事業を行ってきた中でどういうふうに認識をされてきたのかという点、この4点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 増田議員のご質疑1点目についてお答えします。

企業版ふるさと納税対象事業として、「人が集う、魅力あるまちづくり事業」に1社で300万円、「安全・安心で住環境の良いまちづくり事業」に4社で197万円となっています。

なお、企業版ふるさと納税につきましては、市ウェブサイトに掲載し、市民の皆様に公表しております。

○田中議長 財務課長。

○川端財務課長 増田議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

令和4年度一般会計補正予算第8号における基金の積立てについては、令和4年度における事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入や事業の精算等による歳出の実績見込みを踏まえた差額につきまして、令和5年度以降の電力・ガス・食料品等価格高騰対策、公共施設整備、財源調整などの将来に向けての財源として活用するために積み立てるものでございます。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員のご質疑3点目、私立保育所、認定こども園、地域型保育の当初見込みと人数の違いはどれぐらいあったかについてですが、令和4年度当初予算時の見込み人数と比較し、年間で、私立保育園は35.6人の減、認定こども園は31.7人の減、地域型保育施設は10.4人の減となります。

なお、私立保育園は児童1人当たりの平均年間運営費が89万8,876円に、先ほど伝えました35.6人分の減少分を乗じて3,200万円の減、認定こども園は児童1人当たりの平均年間給付費157万7,287円に31.7人の減少分を乗じて5,000万円の減、地域型保育施設は児童1人当たりの平均年間給付費336万5,385円に10.4人分の減少分を乗じて3,500万円の減となり、全体で1億1,700万円の減となります。

○田中議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 増田議員のご質疑の4点目、予防接種事業における計画と実施面についてどう認識したのかの大人の予防接種につきましては、風疹抗体検査及び風疹第5期定期接種の予算を対象者370人、1人当たりの単価を1万538円で計上しておりましたが、実績では接種者55人であったため、接種委託料300万円が減額となったものです。

新型コロナワクチン接種につきましては、4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種の予算を対象者5万9,464人で、1人当たりの委託料の単価を5,766円で計

上しておりましたが、実績は接種者3万3,892人で、1人当たりの委託料の単価が5,790円でした。1人当たりの単価にほぼ増減はありませんが、接種者の減少により、接種委託料及び接種体制確保委託料が減額となったものです。これらの予算計上に当たっては、対象者全員が接種できるよう体制整備を行ったものです。

○田中議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　増田議員ご質疑の4点目の予防接種事業のうち、子供の予防接種の主な減額につきましては、委託料の減であります。接種人数減の主なものは子宮頸がんワクチンであり、対象は小学校6年生から高校1年生までの女子になりますが、令和4年4月から今まで接種の機会を逃してきた年齢である女性についても、キャッチアップとして接種できるようになったため、接種人数が増えることを見込み、1,000人の1,675万円を計上していましたが、実績として509人の852万8,910円で822万1,090円の減となり、全体の結果として接種する人数が少なかったということです。

○田中議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　1点目のふるさと納税の寄附金の関係なんですが、各企業、こういう寄附金をお願いするという、そういう広報活動というのはどのようにされているんでしょうか。

2点目の基金の関係なんですが、今回計上されている9億円の積立ての額のうち、いろんな事業、市としての事業が取りやめになった、中止になったと、そういう額などの総額というのは、市として算出というんですか、総額という、そういう計算なんかはされているんでしょうか。もしされているのであれば、そういう影響額というのが幾らだったのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目の私立保育所、認定こども園、地域型保育所関係、これについては当初からかなり大きな違いが出ていると思うんですね。そういう点では、今、少子化というのが言われているわけなんです、昨年もしか当初から大きな違いがあったようにも考えます。そういう点では、岩出市において少子化、こういう波が岩出市にも来ているというふうに市は見ているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目の予防接種事業関係については、先ほど新型コロナの関係で5万9,464人が3万3,892人という形でも大きな影響があったということを言われました。その点では、市として最善の努力をされたと思うんですが、さらに新型コロナのきちっ

としたこういう接種を受けてもらう、そういう対応面について、何か市として検討されたようなことはあったのでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の広報としましては、市ウェブサイトに掲載するほか、郵送によるご案内を送付してございます。

○田中議長 財務課長。

○川端財務課長 議員ご質疑の、いわゆる決算見込みを含んだ上の減額枠なんですけれども、今回のやつも三角印ついている分が、ほとんどそういうものに当たるものと思うんですけども、すみません、ちょっと積み上げたものになってございませぬので、ご報告させていただきます。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員の再質疑、岩出市にも少子化の波が来ているかということでしたが、まず私立保育園の入所児童数について、平成30年度から令和5年度までの5年間において、最も入所人数が多い2月の入園児童数でご説明させていただきますと、私立保育園は5年間で16人の減、認定こども園は31人の減、地域型保育施設は3人の減となっており、私立保育園の入園児童者数で説明すると、緩やかな減少傾向となっております。また、その他出生数、医療費、様々な事業の実績を考えると、緩やかではございますが、岩出市も少子化の波が来ているということになります。

○田中議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

接種率向上に向けた検討についてでございますが、夜間接種の実施や予約なし接種の実施など、接種者の受けやすい体制づくりというところで検討して実施してまいりました。

○田中議長 財務課長。

○川端財務課長 今回の基金の積立てで約9億5,000万ぐらい積み立てさせていただいたんですが、このお金がほぼ一般財源ベースで不用と収入の差額になります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第52号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第52号 印鑑条例の一部改正なのですが、俗に言うコンビニ関係でいろいろなものが発行できるというふうに変えるというものなのですが、実際に岩出市において、こういう多機能端末機、こういうものが置かれる場所、また設置台数なんかはどのような状況になるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市民課長。

○佐野市民課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

多機能端末機の設置場所は、についてであります。多機能端末機を設置している全国のコンビニエンスストア等の店舗になります。岩出市内におきましては、主要大手のコンビニエンスストアの店舗で、現在20店舗ございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 これを、要するに市民サービスの向上という形の対応になると思うのですが、今20店舗見込まれるということをおっしゃいました。市民に対しての周知の方法なんかについては、こういうものができるんだというような市民に対しての周知というのは、どのようにされようと考えておられるのかという点と、もう1点は、今、最大の問題点としては、今、国のほうでも、マイナ関係で他人のものなんかが間違っただけで発行されるというような形で大きな問題になっているのですが、今回の市としてされようというコンビニ対応の発行については、全国でもどんどん進んできている中で、岩出市として、他人名義のものを発行しないための誤発行を防ぐ対応、そういう点については、システム上ではどのような対応を取られてきたのかという点と、あともう1点は、先ほどの1点目にも関わるのですが、市民に対して、こういう店でできますという部分については、時期的にはいつから開始されるのかという点、この点については市としてどうなっているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市民課長。

○佐野市民課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

報道されている誤交付は、各自治体が事業者へ委託して構築したシステムの不適切なプログラム処理等によるものであり、既にプログラム修正等の対応を完了しています。今後、コンビニ交付を開始するまでに徹底的に点検を行ってまいります。

不備がないことを確認してからサービスを開始してまいりたいと考えております。  
予定では令和5年8月1日からの開始を予定しております。その確認ができましたから、市広報、ウェブサイト等で周知啓発してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちょっと分かりにくかったんですが、8月1日からいろんな、それまでの対応を取って、それから市民には周知をしていきますということですので、実質的には、この8月1日以降の実施になると思うんですが、その点では市としては大体いつ頃をめどにしていくのかという点、実際には8月1日からそれをするというんではないですよ、今の説明では。その辺、ちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

○田中議長 答弁願います。

市民課長。

○佐野市民課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

開始は8月1日で予定をしておるんですが、今、誤交付の関係がありまして、最終確認できるのが、8月1日の開始の10日ほど前ということになりますので、どうしても周知啓発はその後になってまいります。

○田中議長 続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第53号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、この点で2点お聞きをしたいと思います。

1点目は、ごみ袋代というのを実際には今年の8月1日から値上げをする、そういう議案になっていますが、その理由について、まずお聞きをしたいと思います。

2点目として、特例という形で、一方では、値上げをする議案に関わらず、その一方で、特例として5年度、6年度、ごみ袋代を引き下げるんだというふうになっています。5年度、6年度にごみ袋代を引き下げるこの理由ですね、この理由について、この2点お聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員のご質疑について、1点目と2点目を一括してお答えします。

先ほどの福山議員のご質疑でお答えしたとおり、原材料費及び燃料費等の高騰に



より、有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きく影響が出ている中、有料指定可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するため、一日も早い価格改定、引上げが必要であると考えての改正でございます。

しかしながら、急激な物価高騰により市民生活にも大きな影響があることから、緩和策として、令和5年、6年度の2年間は、現行のごみ袋の価格を10%相当引き下げるものとしたものです。8月1日から値上げする理由については、市民への周知及びごみ袋取扱店舗への準備期間が必要であるためでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案の中身については、高騰化によるごみ袋の品質保証、これを行うためには、8月以降、値上げの必要があるんだということです。しかしその一方で、特例措置で2年間、ごみ袋代を引き下げると。これ相矛盾するものになるんじゃないでしょうか。45リットルの袋で、要するに40円という形でごみ袋をつくっていくと。そういう形の中で、実際には値上げせなんだら品質保証されないと言われてながら、1袋40円で品質保証というのは、これ担保できるんでしょうか。

2点目は、特例で市民に対して対応面ですね、この点だけ議案として、どうして出さなかったのかという点、この点お聞きをしたいと思います。

3点目は、この間、岩出市としてはごみの有料化ということが行われてくる中では、市民に対してはしっかりと必要性、有料化しなきゃいけないんだという説明会なんかも行ってきました。今回のごみ袋代の部分についても、実際には値上げをする必要があるんだと。一方では、2年間、ごみ袋は引き下げますと。こういった部分について、市民への説明ですね、そういう点についてはどのような対応されるんでしょうか。市民についても、なぜなのかというふうに疑問を持たれる方はたくさんおられると思うんですが、そういう点については、市の対応面どうするんでしょうか。

もう1点は、今まで45円で作っていた、そういうごみ袋ですね、それを実際には40円で作っていかなくちゃいけないんだという点、その点について、この辺はちょっと分かりにくいんですね。1点目に聞いたんですが、品質保証という、そういう点で、何かちょっと分かりにくいので、その辺はもう少し分かりやすい形で、ちょっとお聞きをしたいと思います。

同時に、市民に対しては値下げをしますという、こういう部分については市として新たな財源は必要になるんじゃないかと思うんですが、市民に対してごみ袋代を

値下げする、この財源というのはどこから調達されるのでしょうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

2年間、引き上げる、引き下げる、矛盾しないのかということ、まず1点目でございます。製造コストのほうは高騰しているということと同時に、物価高騰により生活を圧迫しているということから、市民全体に対して、ごみ袋については市民全体が利用するものであるもので、その分に10%の引下げということをしておるものがございます。

また、45円が製造コストにかかるというのではなく、45円に対しては、ごみ減量化に対する様々な経費が含まれているものがございます。製造コストに関しては、そのまま現在45円のところ、コストが上がるので、一日も早く上げたいところがございますけれども、物価高騰による生活支援ということで、引き下げているところがございます。品質の保証につきましては、品質は確保できるよう努めていきたいと考えています。

3点目の市民への対応につきましては、市民への周知につきましては、市広報、ウェブサイト、そしてまた、取扱店舗等を通じて丁寧に説明が伝わるようにしていきたいと考えています。

4点目につきましては、製造単価、財源ということでございますけれども、国の地方創生臨時交付金を活用し、行っていきたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、ごみ袋代ですね、コストの高騰化があるから対応できないと言いながら、実際には40円に引き下げるわけですね。ということは、ごみ袋の品質、それは担保できるんだという説明でした。そうであるならば、40円でも、この事業者、これは利益を上げている、そういうことになります。そういう点においては、品質関係面においても値上げをする理由、この理由にはならないというふうに考えます。

むしろ、ごみ袋代、これを値下げをする、こういうことによって、同時に、事業者側にとってみれば、実際の利益そのもの自身、今まで45円でどれぐらい上がっていたか分かりませんが、その点については40円で同じような品質保証せえというのであれば、逆に業者から見れば、利益下がるやないかと。そういう点については、

損失補償せえと、こういうような法的措置、こういうことすら、これ考えられる、そういうふうにはならないのかどうか。この事業者さんとはどのような、その点についての対応されてきているのかという点、それをお聞きをしたいと思います。

言うまでもなく、この45円から、今度値上げされるこの金額、その部分については、さらに今の現状の部分の中で利益が上がっている中で、さらに収益が上がっていくと、物価高騰の名の下において、さらに事業者の利益が上がるというふうになると考えるものなのですが、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

実際には、改めて市がそういう事業者さんに対してお金を支払っていく、そういうことなんかは起きないのかどうか、その辺についてちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員、再々質疑にお答えいたします。

ごみ袋1枚当たり45リットルの袋で45円と現在なっております。この45円については、全てが製造費に係るものではなく、製造費と、あとごみ減量化支援に対する経費、様々なごみ処理に対する経費ですね、その分を含めてのごみ処理手数料として価格を設定しているものであり、製造コストというのは、イコール45円ではないので、45円のうちに製造コストが入っていると。その部分は燃料費高騰等により製造コストが上がってきているというところがございますので、45円が全て製造コストにかかっているというふうに考えられておるのかなと、ちょっと思うんですけども、45円の中身は45円と、それはごみ処理に対する経費であって、その中に製造コストが含まれているというものでございますので、45円が、それが上がることによって製造メーカーがどうこうという話ではございません。

失礼いたしました。最後、製造メーカーに対して、追加でお金を支給するというようなことはございません。

○田中議長 続きまして、議案第54号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第54号 令和5年度の一般会計補正予算の第2号については、4点お聞きをしたいと思います。

まず1点目は、9ページに結婚祝い金制度というものが計上され、岩出市として、1組10万円、220組を想定しているんですが、これについての支給基準、この基準についてはどういう基準になっているのかという点、この点お聞きをしたいと思

ます。

2点目は、17ページに新型コロナのワクチン対応、これが載っているんですが、今、新型コロナが収まりつつある中で、ワクチン対応の部分については、市内全ての医院で対応できるのか。市としての今後のワクチン対応、これについてどのように考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、19ページにクリーンセンターの運転管理業務の委託料、5年間分を一括計上しているんですが、その理由はどのようにしてなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

同じく19ページにある生活環境影響調査委託料、調査する内容はどのようなものなのか。そしてまた、なぜ生活環境影響調査を行わなければならないのかと、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 増田議員のご質疑の1点目についてお答えします。

結婚祝い金の対象者としては、令和5年4月1日以降に、戸籍法第74条に規定する婚姻の届出を受理された夫婦で、双方が届出日時点において39歳以下で、過去に祝い金の交付を受けていない方、祝い金の申請日に本市の住民基本台帳に同一世帯として記載され、現に居住している方、祝い金の交付決定の日から継続し2年以上、本市に居住する意思のある方、暴力団関係者等でない方、本市の市税を滞納していない方を想定しています。

○田中議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 増田議員のご質疑の2点目、新型コロナワクチン対応について、市内の全ての医院で対応できるのか、につきましては、岩出市内全50医療機関中35医療機関でコロナワクチンを実施しており、令和5年度の対象者への接種は対応可能と考えております。

○田中議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

クリーンセンター運転管理業務委託の平成30年度から令和4年度までの5年間の長期包括契約が、令和5年3月で終了いたしました。契約期間中には、原油価格の高騰など、社会経済情勢が大きく変化し、特に電気代、ガス代、水道代が高騰いたしました。

当初契約時からの内訳を申し上げますと、電気代では、平成30年度、当初予算1

億400万4,000円に対し、実績額1億1,143万3,519円、比較いたしますと742万9,519円の超過、それから令和元年度、予算額1億496万7,000円、実績1億1,333万5,303円、比較いたしますと836万8,303円の超過、それから令和2年度、予算1億593万円、実績1億420万6,639円、比較いたしますと172万3,361円で、こちらは予算内でございます。令和3年度、予算1億593万円、実績1億1,548万4,929円、比較いたしますと955万4,929円の超過、それから令和4年度、予算1億593万円、実績1億5,173万197円で、比較いたしますと4,580万197円の超過でありました。電気代合計では6,942万9,587円の超過ということになりました。

続きまして、ガス代を申し上げますと、平成30年度、予算2,381万4,000円、実績では2,785万2,870円で、比較いたしますと403万8,870円の超過、それから令和元年度、予算額2,403万4,500円、実績2,224万1,462円、比較いたしますと179万3,038円で、こちらは予算内でございます。令和2年度、予算2,425万5,000円、実績3,070万5,603円、比較いたしますと645万603円のこちら超過、令和3年度、予算2,425万5,000円、実績は3,139万1,492円、比較いたしますと713万6,492円の超過、それから令和4年度、予算2,425万5,000円、実績4,214万4,372円、比較いたしますと1,788万9,372円の超過でありました。ガス代の合計でいきますと3,372万2,299円の超過ということでありました。

最後に、水道代でございます。平成30年度、予算777万6,000円、実績では852万8,760円で、比較いたしますと75万2,760円の超過、それから令和元年度、予算784万8,000円、実績が861万2,920円で、比較いたしますと76万4,920円の超過、令和2年度、予算792万円、実績932万6,610円、比較いたしますと140万6,610円の超過、それから令和3年度、予算792万円、実績928万5,530円、比較いたしますと136万5,530円の超過、令和4年度、予算792万円、実績910万7,500円、比較いたしますと118万7,500円の超過でありました。水道代の合計でいきますと547万7,320円の超過でありました。

5年間の全体の超過額につきましては1億862万9,206円となり、予算額と大きく乖離したため、その超過分を市と受託事業者で、負担割合につきまして、再三再四協議を重ねてきた結果、市負担分として、今回4,300万円の補正をさせていただいたということでございます。

続きまして、増田議員ご質疑の4点目についてお答えいたします。

こちらの調査につきましては、クリーンセンターの大規模改修工事によって、周辺地域に及ぼす影響を調査するもので生活環境影響調査、5項目が該当するところ

があるんですけども、今回は大気質調査と悪臭調査の2項目を予定してございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の結婚祝い金制度なんですが、先ほど39歳以下の方と、2年間は居住というようなことも言われておられました。そういう点では、なぜ結婚される方というのは若い人だけには限らないと思うんですが、そういう点では39歳以上の方もという、年齢を区切った理由というのはどういうことから、そういうふう基準として定められたのか。

全ての結婚、年齢関係なく結婚されるという方についてお祝いするという制度にしなかったのはどういう点なのかという点と、2年間という居住期間というのが設けられているんだということなんですが、実際には市として、じゃあ、その方は結婚祝い金もらった方が2年間在住しているかどうか、2年間以下という場合に、移住された場合の調査なんかはされて、その点、そういうときには返還してもらい、そういうようなことなんかも考えているのかどうか、この点を少しお聞きをしたいと思います。

それと、この事業については、市として単年度事業じゃなしに、これからずっと永久的にこの制度を実施していく、そういう制度というものなのか、この点について改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、クリーンセンター関係で、環境影響調査という点については、今、大規模改修というようなことも言われていましたが、今回、大気と悪臭調査ということを行うんだということなんですが、これ大体いつぐらいにこういう調査を行って、市民には環境影響調査の結果、この結果については市民に対してはどのようなふう報告をされるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、39歳以下の対象年齢でございますが、結婚支援については、国においても取り組んでいるところであり、結婚新生活支援事業の対象年齢に準じております。

居住の期間2年間につきましては、同制度の他の市町村を参考にいたしてございます。転勤などの不可抗力によって、岩出市を離れる場合の返還は想定しておりませんが、虚偽や不正な手段の場合、返還を求める予定でございます。

調査につきましては、祝い金を受ける際に、2年間居住の意思を有しているとい

う方に対象としてございますので、今のところ考えてございません。

単年度事業であるかという点につきましては、この事業は令和9年度までの5年  
間を期間として実施する予定としています。

事業継続や見直しに関しては、最終年度におきまして事業成果を検証し、検討し  
てまいります。

○田中議長 クリーンセンター所長。

○大島グリーンセンター所長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

グリーンセンターの生活環境影響調査につきましては、今年度中に実施をする予  
定でございます。それから、市民への説明というところなんですけども、地元協議  
書によりまして、地元への説明会は行う予定としております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第42号から議案第59号までの議案18件に対する質疑を終結いたしま  
す。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第59号までの議案18件は、お  
手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月13日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月13日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時42分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和5年6月13日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第43号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市介護保険条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第46号 | 専決処分の承認を求めることについて
(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定) |
| 日程第7 | 議案第47号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第8 | 議案第48号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第9 | 議案第49号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第10 | 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号) |
| 日程第11 | 議案第51号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第12 | 議案第52号 | 岩出市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和5年度岩出市一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第55号 | 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第56号 | 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第57号 | 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第58号 | 市道路線の認定について |

- 日程第19 議案第59号 動産の取得について
- 日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に
ついて
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第42号から議案第59号までの議案18件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として変更のあった者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第19 議案第59号 動産の取得について

○田中議長 日程第2 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第19 議案第59号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案18件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件外、議案9件です。

当委員会は、6月7日水曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）、議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号 市道路線の認定の件及び議案第59号 動産の取得の件、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第42号、議案第43号、議案第47号の所管部分及び議案第50号は承認、議案第52号、議案第54号の所管部分、議案第56号、議案第57号及び議案第59号は可決、議案第58号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分では、自治会等振興助成金の減額理由及び自治会の設立の状況は。境谷・押川地区タクシー利用助成金の当初予算額減額理由、助成対象者への聞き取り状況及び今後の改善策は。有害鳥獣捕獲事業等補助金の捕獲状況、イノシシの被害状況及び今後の対応は。岩出市住宅耐震改修事業費補助金の交付実績は。交通公園管理委託料の管理委託内容及び委託先は。について。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）では、質疑はありませんでした。

議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件では、個人番号カードを利用できる多機能端末機が設置されている市内のコンビニエンスストアのチェーン店別の店舗数は。多機能端末機の設置について、市民への周知、市広報紙の掲載時期は。について。

議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、コミュニティ助成事業補助金の交付内容及び場所は。結婚祝い金の交付要件に年齢制限

を設けた理由は。消防費の一般備品購入費の内容は。について。

議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）では、水道基本料金免除の市民への周知方法、免除期間は。水道基本料金免除の市民への周知方法にメール配信サービスを利用する考えは。について。

議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第58号 市道路線の認定の件では、船戸7号線及び船戸8号線の市道路線の認定以外に廃止された路線を市道路線として認定する予定の箇所は。について。

議案第59号 動産の取得の件では、行政事務用パソコン一式の購入内容及び耐用年数は。行政事務用パソコンの使用は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の外、議案9件です。

当委員会は、6月8日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上9議案、いずれも討論はなく、

全会一で、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の所管部分、議案第48号、議案第49号及び議案第51号は承認、議案第54号の所管部分及び議案第55号は可決しました。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免該当者数及び現在減免を受けている者の人数は。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の減額理由は。物品売払い収入の資源売却状況及び分別について、今後の市民への啓発は。児童扶養手当の減額理由及び減額となった要因は。ごみ処理施設建設基金積立金の使途として、施設の改修などの予定は。講師謝金の対象となる講師の人数、謝金の算出方法及び今年度の実施状況は。について。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）では、介護給付費準備基金積立金の活用方法は。について。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件では、条例改正に当たり、岩出市の環境を守る審議会の開催回数、審議会での意見及び今後の対応は。市有料指定可燃ごみ袋の製造に必要な費用は。原材料費及び燃料費が下落した場合の対応は。条例の附則に対応するための財源は。交付金は原油価格・物価高騰対応分か。交付金の交付条件は。市有料指定可燃ごみ袋の買占めの対策は。

市有料指定可燃ごみ袋無料配布に係る経費、その他市町村の実施状況は。一般廃棄物処理手数料を家庭用と事業用に差をつける考えは。一般廃棄物処理手数料の改正について市民への説明方法は。について。

議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）の件、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定）の件、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）の件、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）の件、議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第58号 市道路線の認定の件、

議案第59号 動産の取得の件、以上議案17件に対する討論の通告はありません。これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第42号から議案第52号まで及び議案第54号から議案第59号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第51号までの議案10件は、原案のとおり承認、議案第52号、議案第54号から議案第57号まで及び議案第59号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正を今議会で提案するに当たって、岩出市環境を守る審議会が開催されました。しかし、市民生活に大きく関わる問題でありながら、開催期間は僅か1日、1回のみ、しかも当日資料が配布され、1回のみ開催において結論を求めるといった方法でした。資料を読み込む時間も、それぞれの委員の方が独自の調査する時間もなく、審議会の役割、調査、審査等、十分に行う期間を設けなかったことは問題だと言えます。

原材料費及び燃料費等の高騰により製造原価に影響が及ぶため、緊急に対応しなければならなかったと理由を上げられますが、今回の改正は、令和5年8月から価格の引上げをするが、特例で令和5年、6年度は引下げ、7年度は現行の価格で行うというものになっています。

その財源は、令和5年度は国の交付金を活用し引下げを行う。令和6年度は交付金の活用が見込めない場合は市の財政で補う。令和7年度も同様の対策を行うと言われました。こうした対応ができるのであれば、5年、6年、7年で、社会情勢、燃料費等の増減状況などを見極めながら、同時にごみの分別の徹底、減量化に向けた議論を進め、令和7年度中に令和8年度に向けた議論を丁寧に行っていく方法が

取れると考えます。

今回の改正は、市民から見れば、2年間の引下げという内容も含まれており、市民に寄り添っているように思うが、あくまでも特例で、実際はこの8月から市民に負担増を求める条例となっています。

そして、今回燃料費の高騰による引上げを理由に改正を行っているにも関わらず、令和8年までに燃料費が下がった場合の対応について、明確な答弁もございませんでした。こうした状況からも、今回の改正は市民も納得できないものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

可燃ごみについて有料化が平成24年にスタートし、令和5年で12年目を迎えます。この間、世界情勢や社会経済情勢が大きく変化しております。新型コロナウイルス感染症の拡大や国際的な紛争などで状況は一変し、特に令和4年から物価高騰が社会経済に大きな影響を与えております。物価高騰による原材料費及び燃料費等の高騰、中でも、ごみ袋の製造については大量の電気を使用すると聞いております。このような要因が有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きく影響が及ぶ中、令和5年度の製造に係る入札も過去2回不成立になったと聞いております。

また、製造コストの高騰は、ごみ袋1枚当たりの原価に影響を与えることから、ごみ処理手数料、ごみ袋の一日も早い改定、値上げが必要であり、やむを得ないものであると考えます。

市民に負担を強いる改定であるとの意見もありますが、当市の有料化の方式は、市民の負担が少なく、公平かつごみの減量化に有効な一定無料型を採用しております。この一定無料型を採用しているのは、県内でも当市、岩出市と新宮市だと聞いております。

本議案は3年据置きとしながらも、物価高騰の影響が市民生活に厳しいものとなっていることから、生活支援策として、今年度、令和5年度と令和6年度は手数料を引き下げる措置を取り、据置期間3年目の令和7年度には、一旦現在の手数料とする緩和措置を行った上で、手数料の改正を行うものであり、市民生活への影響を最大限考慮したものと考えております。

しかし、令和5年度、令和6年度は引き下げて、令和7年度に現在の手数料にす

る、元に戻す、また1年後、令和8年に実質値上げすると、2年続けて値上げすると思われる方も多いと思われませんが、市民の多くの方はご理解いただけだと思いますが、市民の皆様に対して、誤解のないようなきめ細やかな説明、広報をしていただきたいと考えております。

有料指定可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するために必要な改正であると考えますので、私は本案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○田中議長 日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月13日提出

提出者 議会運営委員会委員長 三栖慎太郎

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案の趣旨を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律による市議会議員の市に対する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とするものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(なし)

○田中議長 発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件に対する討論の通告はありません。

○田中議長 これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議員派遣について

○田中議長 日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月15日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月15日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 1 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和5年6月15日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、2番、梅田哲也議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、10番、玉田隆紀議員、6番、尾和正之議員、13番、市來利恵議員、14番、増田浩二議員、以上8名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、14番、増田浩二議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、ふるさと岩出市応援寄附金について、LED化の推進について、上水道事故（濁り水）の3点お伺いいたします。

最初に、ふるさと岩出市応援寄附金（ふるさと納税）について質問を行います。

ふるさと納税については、応援したい自治体に寄附を行う制度であり、現在、寄附をする側のメリットとしては、どの自治体にも寄附ができ、自治体から返礼品をもらい、なおかつ住民税及び所得税が軽減され、実質2,000円の負担となっています。

そして、自治体側としては、幅広く収入を確保でき、また特産品を返礼品にすることにより、地域の消費を拡大させ、観光PRにもつながっていくため、全国的に年々、ふるさと納税受入額が増加傾向にあると報道されていました。

以前、新聞等で県内30市町村の令和3年度ふるさと納税収支が発表されてきました。その発表では、本市のふるさと納税寄附額が1,046万円で、県内最下位、全国で1,618位であり、また全国的にもそうですが、岩出市の方が他の市町村に寄附をされ、控除を受けられる方が増加していると聞きます。寄附の収入額より支出額が多くなっているのはなぜでしょうか。

そこでお尋ねいたします。令和4年度ふるさと納税の寄附額と返礼品、手数料や市民税控除等を含めた収支はどのようになっているのでしょうか。

次に2点目として、総務省では、令和元年6月からふるさと納税制度の見直しが行われました。主な指定の基準として、経費総額5割以下、返礼割合3割以下基準、地場産品基準が示されていましたが、地場産品でないものや、基準以上に返戻している自治体が総務省の許可を得られないと報道されるなど、現在、ふるさと納税は単に安いお得な通販制度になっているものと感じています。

また最近では、返礼品競争の激化により、カタログショッピング化しているという批判や高額所得者ほど大きな税優遇の恩恵を受ける矛盾、多額の費用が仲介サイトの手数料に充てられているという問題も指摘されています。

そこでお尋ねいたします。ふるさと納税について、これまでの経緯を含め、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、現在、本市のウェブサイトでは、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、寄附額の獲得につながるようPRしています。しかし、他市のホームページ見ますと、寄附額や収支等を掲載するとともに、収支が赤字の自治体では、ふるさと納税による市税の流出で税収が減っています。年々収支が増加している状況ですと、市の現状を掲載している自治体も多く見受けられます。

そこでお尋ねいたします。ふるさと納税の現状を市ウェブサイトに掲載してはどうでしょうか。

次に4点目として、ふるさと納税が自治体の独自財源となっていることから、市民が他の自治体へふるさと納税を行う人が増加することで、本市のふるさと納税の収支の赤字が年々増え続けることが予測されます。この市税の減収で影響を受けるのが市民であり、今後、ふるさと納税寄附額の増加を図るための施策を検討していかなければならない時期に来ていると思います。

そこでお尋ねいたします。現在、定着している制度として前向きに活用を捉えることは大切であり、市におかれましても、市税の減収に対しての危機感は同じであると思います。今後、市として寄附額の獲得に向けての取組等があれば、お伺い



たします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目、ふるさと岩出市応援寄附金（ふるさと納税）についてお答えをいたします。

まず、ふるさと納税制度については、多くの人が地方のふるさとで生まれ、それらの自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育つものの、就職や進学を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っており、その結果、自分が生まれ育った自治体には税収が入らないことから、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で納税できる制度があってもよいのではないかという問題提起を本市から発信をし、国へ働きかけを行い、できた制度であります。

しかし、本市におけるふるさと納税状況は好ましくありません。3年間の実質収支額は、令和4年度はマイナス1,858万5,028円、令和3年度はマイナス1,145万6,636円、令和2年度はマイナス650万7,896円、直近3年間で3,654万9,560円のマイナスとなっています。

本市といたしましては、本来、岩出市に入るはずの税収が他の市町村に流出している現状から、本市への寄附額を増やしていくため、昨年度まではふるさとチョイスのみでありましたが、今年度から楽天ふるさと納税もオープンいたしました。

今後は、商工会などを通じて、熊野牛や果物、梅干しなどの県内共通返礼品を取り扱う市内事業者を募り、新しい商品の発掘や市内事業者による新たな商品開発などを行いながら、返礼品を充実させ、ふるさと納税を通じて、積極的に市の魅力をPRしてまいります。

また、議員各位におかれましては、本市のふるさと岩出応援寄附金事業の周知並びに市内事業者への商品開発などの働きかけについて、格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、その他のご質問につきましては、事業部長のほうから答弁させます。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 皆さん、おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目の1点目、令和4年度ふるさと納税の寄附額とその収支は、についてお答えいたします。

令和4年度、岩出市に寄附していただいた金額は697万7,000円であります。一方、

他市町村への寄附により控除された金額は9,329万9,000円であります。

なお、岩出市に寄附を頂いた方への返礼品をお返しする費用、また交付税による一部の補填等を充てた実質収支額といたしましては、マイナス1,858万5,028円となります。

令和3年度では、寄附金額は1,046万1,000円、控除された金額は7,172万8,000円、実質収支額はマイナス1,145万6,636円となります。令和2年度では、寄附金額は1,094万4,000円、控除された金額は5,336万6,000円、実質収支額はマイナス650万7,896円となります。

次に3点目、ふるさと納税の現状をウェブサイトに掲載しては、についてお答えいたします。

当市へ寄附を頂いた過去の状況や、寄附の方法などについては、既に市ウェブサイトに掲載しているところです。市ウェブサイトを訪れた方により認識していただくために、ふるさと納税専用のバナーを設置し、分かりやすく表示をしているところです。また、市内事業者が返礼品を登録したい場合の方法等についても、同様にウェブサイトに掲載し、周知しているところです。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点再質問いたします。

1点目として、先ほど、令和4年度ふるさと納税の寄附額とその収支の答弁をいただきましたが、令和4年度における当市へ寄附をされた方、または他市町村への寄附による市民税控除を受けられた方、それぞれの人数はどのくらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目として、最近では、泉佐野市や山口県萩市など、複数の自治体がインターネット上の仮想空間、メタバースを活用しながらふるさと納税に取り組んでおり、寄附額も大幅に伸びていると報道されてきました。このメタバースとは、コンピュータの中に構築された三次元の仮想空間のことで、利用者は、メタバース内で自身のアバターを操作して、他のユーザーと交流したり、ショッピングをしたりするなど、別世界の世界を楽しむことができます。特に最近では、ゲームや企業のリモート会議にも役立てられるなど、大注目の分野となっています。

そこでお尋ねいたします。今後、本市においても、他の自治体で行っているメタバースを導入して、ふるさと納税寄附額の増額に向けての取組を行ってはどうでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、現在、市では第3次長期総合計画により、健全財政の堅持と適正な財政運営を図るために、コスト削減意識の向上を図りながら、経常経費の節減、補助金の活用や徴収率の向上等、自主財源の確保に取り組んでいただいているところではありますが、自主財源の1つでもあるふるさと納税が赤字であり、今後、赤字をなくすための取組が必要であると考えます。

そのためにも、魅力的な返礼品を増やししながら、また市の地場産品などのPRに努めていただくなどして、寄附の増額につなげていかなければなりません。しかし、令和5年度当初予算での歳入額は800万円の計上でありました。あくまでも予算ですが、令和3年度寄附実績からしても200万円の減額であり、寄附獲得に向けての意欲が感じられません。

そこでお尋ねいたします。令和5年度当初予算において、ふるさと納税額が800万円としている積算根拠についてお答えください。また、今後、ふるさと納税の目標額はどのぐらいに設定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

まず、令和4年度に当市へ寄附された方、または他市町村へ寄附による市民税控除を受けられた方、それぞれの人数についてですが、当市へ寄附をされた方は186件で、他市町村へ寄附をされ、市民税控除を受けられた方は2,479件であります。

次に、メタバースを導入してふるさと納税寄附額の増額に向けての取組についてですが、インターネット上の仮想空間、メタバース内を活用することで、返礼品を数3Dモデル化し、体感できる方法は、デジタル社会に合ったPR方法の1つと思われれます。現在のところ導入は考えていませんが、当市にとって効果的であるか、今後研究してまいります。

次に、令和5年度当初予算において、ふるさと納税額が800万円としている積算根拠は、また、ふるさと納税の目標額についてですが、当初予算に計上しているふるさと納税に関連する予算につきましても、サイトを通じた寄附手続等の費用であります。具体的には、寄附者からの問合せや事業者、事業者の発注、発送などを補助する業務等を行う中間管理者、寄附を収納する決済代行者、サイト運営者等への委託費や役務費であります。

また、当市への寄附は、サイトを通じて行わない寄附もあることから、予算計上している寄附予定額と寄附実績額との差額がございます。本市としましては、サイ

トを通じた寄附額において、今まで達成していない800万円を目標金額といたしました。

今後は、先ほど市長からご答弁ありましたが、他市町村へ流出している金額を目標に、本市へ寄附を増やしていけるように、ふるさと納税制度をPRするとともに、商工会等を通じて、熊野牛や果物、梅干しなど、県内共通返礼品を取り扱う市内事業者を募り、新しい商品の発掘や市内事業者による新たな商品開発を行いながら、返礼品を充実させてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目のLED化の推進について質問を行います。

地球温暖化を進行させないためには、温室効果ガスをこれ以上増やさないことが大切であり、そのためにも省エネや節電、再生可能エネルギーの活用などに取り組むことで、温室効果ガスの排出量を減らすこととなります。その取組の1つとして、照明のLED化があり、これは日常かつ恒常的に使用する照明器具の省エネルギー化に取り組むことで、二酸化炭素排出量の削減に貢献するものです。

現在、市役所の省エネルギー対策としては、休憩時間の消灯、また一部の場所においてLED化に取り組むとともに、東側に建築されたトイレ棟では、人感センサー式の照明を取り入れるなど、使用電力の低減に取り組まれています。このように市自らが事業者として取り組むべき課題であり、財政負担を考慮しながら、計画的に実行することが重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。現在、市役所庁舎内のLED化率はどのぐらいとなっているのでしょうか。

次に2点目、第3次岩出市長期総合計画では、防犯環境の充実として、犯罪抑止につながる防犯灯設置等を支援するとともに、地域と行政が一体となった地域見守り活動や自主防犯活動を推進し、犯罪が発生しにくい地域環境の整備に努めるとされています。

以前から仕事の関係上、夜間に帰宅することもあり、一部の道路では防犯灯や街路灯、道路照明灯の明るさが目につくようになりました。これは蛍光灯が切れたときにLED化を進めた結果だと感じていますが、市内全ての防犯灯がLED化され

ていないと思います。そのため本市では、岩出市LED防犯灯設置補助交付要綱に基づき、区自治会等が維持管理する既存の防犯灯をLED防犯灯に移行するための支援に取り組まれています。第3次岩出市長期総合計画では、令和2年3月末時点のLED化率は28.7%と、平成29年度と比較して18.3%の増加であり、移行するための支援に取り組まれています。

そこでお尋ねいたします。現在、市内全域の防犯灯及び道路照明灯の全灯数と、そのうちのLED灯数、またLED化率はどのようになっているのでしょうか。

次に3点目、照明を最新のLED化にすることにより、大幅な省エネや明るさが増し、そして長期総合計画の安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与するものと考えます。

そこでお尋ねいたします。今後、本市のLED化に向けた取組についてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員ご質問の1点目、市役所庁舎内のLED化率は、についてお答えいたします。

南庁舎のLED化率は100%となっております。本庁舎につきましては、1階の北側、税務課周辺と西側、生活環境課周辺をLED化しております。市役所庁舎は、平成28年度からLED化に取り組み、南庁舎を除く本庁舎の照明器具数で算出いたしますと、総数811基に対して、LED器具が298基であるため、LED化率は36.7%となります。南庁舎も含めた庁舎全体で算出いたしますと、総数972基に対して、LED器具は459基で、LED化率は47.2%となります。

次にご質問の3点目、今後の市の取組は、についてお答えいたします。

世界情勢の影響もあり、電気代が高騰する中、省電力化と電気代の節約の観点から、順次LED化を進めてまいります。また、本年度は庁舎2階北側エリアをLED化する計画で進めております。本工事では135基の照明器具をLED化しますので、庁舎全体でのLED化率は61.1%となる予定でございます。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、LED化の推進についての2点目についてお答えします。

本市の防犯灯の全灯数は、令和5年4月1日現在で3,682基であり、そのうちLED防犯灯数については1,699基で、LED化率は46.1%です。

3点目の今後の市の取組についてですが、これまで同様、既存の蛍光灯防犯灯については、故障等の際にLED防犯灯への交換を行い、新設につきましても、平成29年4月に防犯灯設置要綱を改正して、全てLED防犯灯で設置できるようにしています。今後も防犯灯のさらなるLED化を推進してまいります。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 福岡議員ご質問の2番目の2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

市道の道路照明灯は、令和5年4月1日現在で533基あり、そのうちLED灯が228基で、LED化率は43%です。既存照明灯につきましては、故障等に伴いLED照明への交換を既に行っております。また、新設につきましても、平成26年2月に道路照明灯設置基準を改正し、全てLED灯で設置しております。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点再質問いたします。

1点目として、令和4年5月には大阪府、12月には和歌山県、本年3月には京都市、4月には堺市が、街灯の電気料金が過払いになっていたと報道発表されました。これは蛍光灯からLEDへの転換を行ったにもかかわらず、電気の容量変更等が漏れているものや、契約の廃止漏れがあったためとされていました。

そこでお尋ねいたします。本市でも、以前からLED化への転換が行われていると思いますが、電気会社への申請手続などは適切に行われていたのでしょうか。また、他の自治体と同様な過払いはなかったのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目として、他の自治体で照明のLED化をESCO事業として実施し、大きなエネルギー費の削減効果を上げている事例が発表されていました。ESCO事業とは、事業導入による省エネルギー効果をESCO事業者が保証することで、自治体の利益を保証します。万が一、省エネルギー効果が発揮できず、自治体が損失を被るような場合には、ESCO事業者が補填する内容となっています。

そこでお尋ねいたします。ESCO事業に対して市の見解をお伺いいたします。また、本市として、このESCO事業を取り入れる考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問の1点目、LED転換の際、電力会社への

申請手続は適切に行われ、過払い等はないのかについてお答えいたします。

防犯灯のLED転換の際の手続については、市管理、区自治会管理ともに、防犯灯台帳に照らし合わせ、申請手続を行った後に交換作業を行っておりますので、過払い等はありません。引き続き防犯灯の適切な管理に努めてまいります。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

土木課で実施しています道路照明灯の電気会社への申請手続は、その都度適切に行っております。また管理につきましても、台帳と電気料金請求内訳書を照合した上で電気料金を支払っているため、過払いや未払い等の錯誤はありません。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問の2点目、ESCO事業に対しての市の見解とESCO事業を取り入れる考えはないのでしょうかという答弁になります。

ESCO事業は、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費等の削減分で賄うとされており、省エネ、節電の観点からも効果が大きく発揮されるものと認識しております。しかしながら、ESCO事業は初期投資費を複数年で支払うという性質のため、事業費の金利やESCO事業者の経費等が発生するため、ESCO事業を導入しないで、設備改修事業を実施するほうがコストを低くできる場合もございます。

市役所庁舎についてですが、増築を重ねた建物であることから、電気使用の一括管理が難しく、また設備については、既に一部改修しているところもあり、ESCO事業の導入対象施設としては不向きであると考えますので、現時点ではESCO事業の導入の考えはありませんが、省エネについては、LED改修や空調機器の更新等、順次進めて、節電に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、3番目の上水道事故（濁り水）について質問を行います。

昨年9月に発生した濁り水事故の補償につきましては、前回の3月議会での一般質問に対し答弁をいただきました。また、今回の6月議会でも濁り水事故に対する保険金及び費用についての補正予算に関し、専決処分議案が提出され、議決され

たところでは。

濁り水事故につきましては、昨年12月に補償申請が開始され、また2月に一律補償が追加実施されました。補償申請は2月28日に締め切られましたが、その後3か月が経過し、かなり処理が進んでいると思われま。

そこでお尋ねいたします。1点目、件数や補償額と現在における補償の処理状況はどのようになっているのでしょうか。

次に2点目として、今回の6月議会の議案では、市への収入として、濁り水事故に対する保険金を、また市から支出として濁り水事故に対する費用を計上していますが、3月議会での一般質問では、補償金については、基本的に保険会社から市民へ支払うと答弁されていました。

そこでお尋ねいたします。保険会社から市民への直接支払われる補償金等を含めた濁り水事故に係る全体的な経費と市の負担額はどのぐらいになるのでしょうか。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○今井上下水道局長 福岡議員、3番目のご質問、上下水道事故（濁り水）についての1点目、現在の補償の処理状況についてお答えします。

濁り水事故に関しましては、市民の皆様、議員の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

濁り水事故の補償の現在6月10日時点における進捗状況でございますが、補償件数及び補償額は、全体で1万391件で、1,232万7,000円です。

なお、金額につきましては、保険会社の査定により若干の変動がございます。

補償のうち、各家庭において濁り水を解消するために放流した宅内放流水の補償件数及び補償額は1万217件で、631万9,000円です。

そのうち市から市民に直接補償金を支払うものが1万113件で、581万5,000円、保険会社から市民の補償金を支払うものが104件で、50万4,000円です。

市民に直接支払う1万113件の中で、口座振替を利用されている方8,047件については、3月29日付で振込手続を行っております。残り2,066件については、手渡し等による支払いとなっており、1,301件について支払い済みであります。残り765件については、休日も含めて、繰り返し臨戸訪問で対応しているところでございます。

保険会社から市民に支払う補償件数及び補償額は278件で、651万2,000円です。このうち財物関係の補償は265件で、551万2,000円です。内訳は、宅内放流水が104件で、50万4,000円、電気代、ガス代の補償が13件で、7,000円、給湯器等機器の清



掃及び修繕が102件で、464万6,000円、飲料水やクリーニング代等が46件で、35万5,000円です。このうち手続完了のものが16件で、保険会社へ手続中のものが249件となっています。

また、営業関係の補償では13件で、約100万円となります。このうち申請者と書類確認中のものが3件で、保険会社で手続中のものが10件でございます。

続きまして2点目、上水道事故（濁り水）にかかる経費でございますが、濁り水事故にかかる全体的な経費は2,301万6,000円になります。内訳は、濁り水事故の修復等のための修復費705万5,000円、郵送代等の事務経費が86万6,000円、洗管水費、すなわち漏水や洗管等のために余分に排出した水に対する費用、これが276万8,000円。

市民への補償費が1,232万7,000円で、そのうち651万2,000円が保険会社から市民に直接支払われます。また、市の負担額は全体的な経費2,301万6,000円から、保険会社が負担する費用1,096万9,000円を差し引いた1,204万7,000円になります。

以上です。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点について再質問いたします。

先ほど、濁り水事故に係る全体的な経費は、修復費、事務経費、補償費に、洗管水費を加えた費用になると答弁されておりました。この洗管水費については、なぜ補正予算で計上しなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○今井上下水道局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

洗管水費について、なぜ補正予算で計上しなかったのか、でございますが、先管水費につきましては、税理士と相談した結果、会計処理において水を供給するために要した原価に含めて計上するように指導を受け、補正の対象外としたところでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いしま

す。

梅田哲也議員。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

引き続きよろしく願いいたします。2番、創生岩出、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答形式で一般質問させていただきます。

1番目に、市役所の組織活性化と職員の人材育成についてお聞きをいたします。

さて、皆さんご承知やと思うんですが、地方自治法によりますと、地方公共団体の種類、事務等が定められており、都道府県や市町村は、普通地方公共団体と規定され、普通地方公共団体の取り扱う事務としては、地方税の賦課徴収、学校、公園等の設置・運営に関することである自治事務と国政選挙、戸籍事務、生活保護や指定統計等の法定受託事務に分かれております。行政事務を執行している機関を執行機関といい、長と長の補助機関、行政機関と附属機関により構成されております。

私がこの質問をする趣旨ですが、様々な業務を行いながら、市民サービスを提供し、市民ニーズに応じていくためには、長、つまり市長の補助機関として、市役所組織の充実が不可欠であると考えからであります。最近聞いた話ですが、和歌山県庁においても、若い職員の退職が多くなっており、採用試験は一般行政職であれば35歳まで受験可能であり、民間企業からの転職で受験する人も多数あるようであり、また、職務経験者、いわゆる社会人採用ですけれども、行っており、40歳まで受験可能であると聞いております。

岩出市においても、最近、若い方の退職が多くなっているように思います。私が就職した、1976年に就職したんですけども。私は銀行でしたんですけども、同期の学卒を採用、たしか60名と記憶しております。その中で、一部家業の継承、資格を取って独立するという方の退職者を除いた50名以上につきましても、定年まで勤務していたと記憶しております。

昨今、仕事に対する考え方が多様化し、定年まで勤めるというより、自分がより働きやすい環境を求めて転職することをいとわない傾向にあると思います。若い職員の皆様に、それぞれの能力を高めていただき、岩出市役所で定年まで働いてもらうことが職員のご家族にとっても、また市民の方々にとっても望まれていることではないかと思っておりますので、そのための方策について質問をさせていただきます。

まず1点目として、現在の岩出市職員の現状であります。全職員の人数と部局別、職階別、年代別の人数と直近3年間の定年までの早期退職者の人数を教えてください。

2点目に、職員同士の交流や親睦を目的とした仕掛けづくりや、職員同士がコミュニケーションを促すためにどのようなことをされておりますか、お聞きをいたします。

私の新入社員時代を思い出しますと、1年間は先輩の指導員が面倒を見てくれる体制になっておりまして、仕事面での悩み、人生相談等、大変お世話になった記憶があります。また、私、銀行だったんで、支店単位、係別でのコミュニケーションの場は年五、六回あったと記憶しています。

3点目に、岩出市では職員の人事評価についてであります。どのような方法で人事評価がされているのか、お聞きをいたします。

4点目に、職員の能力向上についてであります。職員の資質向上については、業務を遂行していく中で、身につくことはもちろん、様々な研修に参加することで、スキルアップにつなげていかなければなりません。そして、その能力が正しく評価されることで、仕事に対する取組姿勢にもつながり、ひいては昇進にもつながっていくものと思います。職員の能力評価は極めて重要であり、正しく評価することが組織の活性につながっていくと考えますが、いかがお考えですか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 梅田議員の市役所の組織活性化と職員の人材育成についての1点目にお答えいたします。

職員の現状につきましては、令和5年4月1日現在で、フルタイムの職員で312人となっております。内訳は、総務部68人、生活福祉部159人、事業部25人、上下水道局28人、教育部32人となっております。年代別につきましては、20代が47人、30代が86人、40代が79人、50代が81人、60代が19人となっております。なお、本年度におきましては、行政管理官を1名採用してございます。

階層別で、主事級153人、係長級68人、課長補佐級33人、副課長級22人、課長級23人、次長級4人、部長級9人となっております。

そのほか会計年度任用職員で239人、再任用短時間勤務職員で9人となっております。

次に、定年まで退職した普通退職者数についてお答えいたします。

令和4年度は14人で、うち20代が3人、30代が4人、40代が1人、50代が6人となっております。令和3年度につきましては12人で、うち20代が5人、30代が4

人、50代が3人となっております。令和2年度につきましては4人で、うち20代が2人、30代が1人、40代が1人となっております。

全体で退職の要因といたしましては、体調不良によるものが6名、結婚によるものが1人等となっております。

2点目、職員同士の交流活性化についてでございますが、これまでも職員互助会活動の一環で、野球、テニス、ランニング等のクラブ活動、またボーリング大会や親睦旅行を通じ、ふだん仕事以外で交流する機会の少ない所属及び年齢の垣根を越えた交流を図ってまいりました。しかし、職員の中には、加入にしてもなかなか参加していない者もあるのが実情でございます。また、ここ数年は、コロナ禍による活動の自粛や中止を余儀なくされたところではありますが、先月5月8日、感染法上、5類相当に移行したことにより、今後は、以前のような職員間の交流を行い、活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

3点目、職員の人事評価についてですが、人事評価につきましては、毎年全ての職員を対象に、任用、給与、分限、昇格等、人事管理の基礎として活用するとともに、人材育成、組織内の意識の共有化及び業務改善等を行うことを目的として実施しております。

具体的には、4月から9月までの上半期、10月から3月の下半期の2回、職員それぞれの業績評価、能力評価を行っております。1次評価者による目標設定面談、中間評価面談、最終評価面談を行い、本人にフィードバックすることにより、業務の見直し及び人材育成につなげています。

4点目、職員の能力向上についてですが、まず基本となる職員の研修につきましては、接遇研修と市役所での職員研修に加え、市町村職員研修協議会での階層別研修やワード、エクセルといった研修、また各課において必要となる知識の習得のための専門研修への参加を行ってございます。さらに、職務に関連した資格等を取得しようとする職員に対して、職員資格取得助成を行うなど、職員個々のスキルアップを図り、職員体制の強化を図っております。

○田中議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点、再質問をさせていただきます。

組織の活性化という意味において、3年間のコロナ禍により、思うように機能しなかったことと思います。コロナ前まで活発に行っていた互助会活動も実施できなかったことも、職員同士のコミュニケーションが取りにくくなったことも、社会全

般に言えることだと思います。

この5月よりコロナ感染症が5類に引き下げられたことで、以前のように積極的に互助会活動を行っていただき、特に若い人の参加を促していただき、コミュニケーションの場をつくってあげてください。

それから、職員の評価については、上司の能力にも左右される点も大きく、目標を立てる段階と中間チェック、最終チェックと、しっかり面談をしてください。低い評価となっても、何かいい面も見つけてあげて、やる気を喚起する方法もあると思いますので、ご検討ください。

また、資格取得の話がありましたので、再質問させていただきますが、過去5年間で職員の資格取得の実績と、どのような資格か教えてください。また、その取得した資格によって人事評価のアップにつながったのか、お聞きをいたします。

2点目、職員研修を行っていく中で、いかに職務に生かしていくかが重要になってくると思いますが、研修内容の時代に適応した見直しといった課題はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いかに職員のやる気を引き出すかが重要となってきます。ふだんから職員間での交流を行い、よい部分を見つけ、業務に生かしていくということを基本として、また互助会活動についても、活発に活動していきたいと考えてございます。

次に、資格取得と公務に対して意欲的に取り組んでいる職員を評価していくことも大事と考えます。職員の資格取得の実績につきましては、令和4年度、簿記検定2級等で7件、令和3年度、1級土木施工管理技士等で9件、令和2年度、消費者生活専門相談員資格等で3件、令和元年度、排水ポンプ車運転用の中型自動車免許等で10件、平成30年度、マイナンバー実務検定等で20件の取得となっております。また、資格を積極的に取得し業務に生かしている職員については、評価の対象としてございます。

次、再質問の2点目でございます。

研修の内容につきましては、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、その社会情勢に沿った内容となるよう、常にブラッシュアップし、取り組んでいく必要があると考えております。

また、研修を実施する中で、今後の課題といたしましては、研修の性質上、どうしても知識の習得がメインになってしまうのですが、そこから業務に対する姿勢や行動に対して、継続的な変容につなげていくことができるかが課題と考えております。行動の変化につながる研修内容に取り組み、組織の活性化につなげていきたいと考えております。

なお、コロナ前の市役所での研修の受講率につきましては75.2%となっております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 次に、岩出市職員社会人枠採用試験について、お聞きをいたします。

公務員の民間経験者採用試験とは、複雑化する行政課題に対応するため、幅広い経験や多角的な視点を持った人材を採用するために、民間企業での職務経験を一定年有する人を対象とした採用試験です。

近年、都道府県や政令指定都市の多くが民間企業での経験者の採用を強化しており、受験可能な年齢も引き上げる傾向にあります。今回の本市の導入は、外部人材を登用することにより、組織の活性化につながると考えます。新採の職員採用ももちろん重要であります。即戦力となり得る民間等の社会経験がある人材を採用することは、非常に有効であると考えていた私にとっても、今回の採用を大変うれしく思っております。

そこで、まず1点目にお聞きをいたします。

今回の社会人枠を募集に至った経緯と、もう既に受付締切りになっているかと思うんですが、かなりたくさん来ていただいているという話も聞いているんですけども、直近の応募状況についてお聞きをいたします。

次に2点目として、募集要項を見ますと、受験資格として昭和61年4月2日以降に生まれた人で、民間企業や公務員における職務経験が通算5年以上あるとなっております。年齢でいいますと37歳までということになります。この年齢の上限を引き上げることにより、さらに魅力的な人材の確保につながると思いますが、今後拡充していく考えはあるのか、市のお考えをお聞かせください。

3点目に、募集のツールについてお聞きをいたします。

広く知っていただく観点から、市の広報紙、ウェブサイト以外に、転職情報誌、リクナビ、d o d a、いわゆる転職サービスサイトというんですけども、これを今後使っていった幅広く募集する予定はあるのか、お聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 梅田議員の市職員社会人枠採用試験についての1点目にお答えいたします。

令和5年9月1日採用の一般事務職として、民間企業や公務員として5年以上経験のある人を対象に募集を行いました。実施した経緯といたしましては、毎年採用計画に基づき採用を行っている中、民間企業や他の自治体の経験、ノウハウを持った人材を採用することにより、組織の活性化も図ることを目的として導入いたしました。

また、現在の応募状況につきましては、これは6月12日消印有効ともしてございますので、昨日の現在までで23人の応募となっております。

2点目、和歌山県の他市、または県の募集状況についてですが、5月末の公表状況で、県ではUIターン型として、県外の民間企業等の職務経験が5年以上ある人を対象に採用試験を実施しております。また、他市の状況といたしましては、和歌山市が土木職等の専門職において、職務経験が3年以上ある人を受験可能として募集してございます。

3点目、募集の受験資格についてですが、今回の社会人枠の要件としては、昭和61年4月2日以降、本年で37歳までの人で、職務経験が5年以上ある人としておりますが、応募の状況も鑑み、年齢の上限の引上げ等について検討してまいりたいと考えてございます。

4点目、募集の方法についてですが、現在、広報紙、ウェブサイトのほか、大学等関係機関への募集案内送付に加え、公務員試験情報こむいんに掲載を行っております。転職サービス企業等有料サービスの利用につきましては、応募状況等も踏まえた上で検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点お聞きをいたします。

この社会人採用につきましては、今も総務部長から答弁あったんですが、23人応募されているということで、非常にたくさん来てるなというような実感だと思いま

す。今年は9月の採用ということでしたんですけども、退職者の状況とか、いろいろ応募状況を見ながら、年2回、要は4月の採用も入れて、年2回採用も検討してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

2点目に、私の経験からしますと、1番目の質問とも関係しますが、社会人採用に限らず、新入職員に対して人材をしっかりと育成していく観点から、様々な面でサポート、いわゆる新入職員をサポートしていく、アドバイスしていく、いわゆる指導員的な制度が大変大事かと思うんですが、そこらはどのように考えておられますか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再質問にお答えいたします。

今回の採用試験による採用者の実績など、総合的に勘案した上で、来年度以降も回数も踏まえ検討してまいります。

また、新採職員に対しまして指導助言を行う先輩職員をメンターとして定期的に面談等を行う個別支援活動であるメンター制度につきましても、新採職員に対して、不安の解消や職場に早くなじめて、離職の防止につながるといった効果があると思います。市といたしましては、まずは配属された課・係全体で、新採職員に対して十分配慮した上で指導を行い、公務に定着していただく方法がよいかと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時32分)

再開 (10時48分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問



をさせていただきます。今回は、住みたい街、住み続けたい街についてと熱中症対策の推進についてです。

最初に、住みたい街、住み続けたい街についてです。

数年前よりある不動産会社が独自に実施する街の住みこち&住みたい街ランキングに、本市は常に上位にランキングされ、実際に住んでいる住民にとっても誇らしく、2023年の結果も近々反映するのが待ち遠しい限りです。

本市の魅力の1つに、広域幹線道路の整備に伴う大型店舗等の進出により、商業、サービス業の充実による便利さ、暮らしやすさが上げられます。そして、何よりも「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいただいている結果かと思えます。

今議会で可決されました新たな事業として、結婚祝い金交付事業も若者世帯の移住・定住の促進に向け、魅力ある取組であると思えます。こういった支援の後押しもあって、住んでみたい街となり、実際に住んでみて、利便性や暮らしやすさが実感できるのではないかと思います。

ここで1つ目の質問です。本市として、住みたい街、住み続けたい街とは、どのようなまちを考えるのか、ご見解をお聞かせください。

2つ目に、昨年度、本市に転入された世帯数と転出された世帯数は何件あったのか。複数世帯と単身世帯で教えてください。

3つ目として、結婚に伴う経済的負担を軽減し、新婚生活を応援するため行っている結婚新生活支援事業についてですが、県内一部の自治体にて実施されているのですが、各自治体によって所得制限がなかったり、年齢制限が違ったり、補助額が大幅に違う自治体等、内容が様々なのはどういうことなのか。また、本市として、この事業はいつからの事業で、今までの実績はどれぐらいあるのか。そして、ほかの自治体にある住宅購入以外の家賃や引っ越し費用の補助は受けられないのか、お聞かせください。

4つ目として、岩出市の全人口につきまして、国勢調査によりますと、平成17年、市制発足の頃まで一気に増加し、微増ではありますが、増加し続け、現在は横ばい状態であります。第3次岩出市長期総合計画の将来目標人口を令和12年度時点で5万3,813人と、現状とほぼ同様の人口規模を維持目標としております。

しかしながら、平成27年度の高齢者比率は21.2%から令和12年度は27.6%と予測されております。ほかの自治体は、本市以上に危機感を感じ、様々な移住・定住者への支援の取組を行っております。例えば、紀の川市では、若者定住促進住宅取得

奨励金、45歳未満の方に最大50万円、橋本市では、夫婦新築住宅取得補助金として、転入から3年以内に住宅取得で補助金を支援などがあります。本市としましても、他自治体から移り住んでもらえる魅力ある支援が、さらに必要かと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 大上議員ご質問の1番目の1点目についてお答えいたします。

住みたい街、住み続けたい街とはどのようなまちなのか、についてであります。市にふさわしい都市基盤の整備を推進することで、本市の魅力である、便利さ、暮らしやすさの向上を図り、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組むことで、岩出市で生まれ育った方が一旦離れても、いずれは帰りたくなるようなまちを目指しているところです。

現在、本市では、全ての行政政策のレベルをバランスよく向上させることで、人口減少抑制につなげるとともに、誰もが暮らしやすい、住み続けたい、訪れたいと思えるまちづくりのため、今後も第3次岩出市長期総合計画や地方創生総合戦略の取組に対する効果研修を行いながら、対話と協調を基本理念に、市の将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいります。

次に、2点目の昨年度の転入・転出世帯数についてであります。転入の複数世帯が796件、単身世帯が635件の計1,431件、また、転出の複数世帯が830件、単身世帯が541件の計1,371件となっています。

次に、4点目の魅力ある支援の考えについてであります。本市では、結婚願望がありながら出会う機会がなかった男女に出会いの場を提供できるよう、平成28年度から男女の出会いサポート事業を実施し、出会いの機会を設けて、その後、結婚につながるよう取り組んでおります。この議会で議決をいただきました市独自の結婚祝い金交付事業を新設し、お祝いの気持ちを表すとともに、結婚支援や定住につながるよう取り組んでいるところであります。

また、本市では、県と連携し、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業などの人手不足解消を目的として、東京23区に在住、または東京圏在住で、23区に通勤する方が本市に移住し、対象求人に就業するなどの一定の要件を満たす場合に、就業起業者に対し、移住支援金制度を創設しております。

そして、令和5年度から、県、市、事業者等と連携しながら、空き家等を利活用した移住・定住につながる取組を行っております。

市といたしましては、今後も社会基盤ライフラインである上水道、下水道、道路、都市ガスの整備を進め、市民の生活利便性の向上を図るとともに、子育て世帯や高齢者に寄り添った相談支援体制の構築など、福祉の充実により、本市を選び、住み続けていただけるよう施策を進めてまいります。

また、移住・定住を促進する上で、情報発信は重要であると考えておりますので、より多くの方々に興味や関心を持っていただけるよう、雑誌等で地域の魅力やイベント情報を幅広く紹介するなど、情報発信に取り組んでまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の1番目の3点目、結婚新生活支援事業についてお答えします。

まず、各市町村の内容が様々なのはということなのか、についてですが、国は地域の実情や課題に応じた少子化対策を支援するため、平成27年度から交付金や補助金を創設し、結婚新生活立ち上げ時の経済的負担の軽減や、出会いの機会、場の提供など、地方自治体による結婚支援の取組に対する支援を行ってきました。

各市町村は、国の交付金や補助金を活用するに当たり、市民ニーズ、地域の特性、財政的な事情、政策の優先順位等を考慮し、それぞれに合致する施策を実施しているため、内容が様々になると考えます。

次に、いつからの事業で、本市の実績は、についてですが、本市の事業開始は令和3年度で、実績につきましては、補助世帯が令和3年度3世帯、令和4年度が2世帯でありました。

次に、住宅購入以外の家賃や引っ越し費用の助成の実施については、事業実績や事業効果を見極めるとともに、他市町村の事業実績等も参考にしながら、今後、研究してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 結婚新生活事業について、3点再質問させていただきます。

1点目に、補助を受けた3年度、4年度の5世帯の方ですけども、この制度をどこで知り得たのでしょうか。また、そもそもその制度があったから岩出市に住居を購入したのか。そういったことが、市としてしっかりと検証していく必要があると思うんですが、アンケートの実施等、取っているのでしょうか。また、この制度を市ウェブや広報雑誌はもちろん、住宅会社等へも告知等はしているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2点目に、婚姻から住宅購入までの期間が、最長で13か月となっているということです。結婚と同時期に住居の購入となると、非常にタイトなスケジュールになると思うんです。過去に支援を受けていらっしゃる5組の方のように、まれなケースもあると思うんですが、通常賃貸に入居し、新生活を始めてから、様々なライフスタイルの変化等があって、住居購入の計画をしていくというのが一般的ではないでしょうか。この制度の婚姻から住居購入までの期間の延長について、県、国のほうに要望を出す必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

3点目に、再度ですけども、国の補助が受けられるのであれば、結婚祝い金交付事業のように、定住条件を設定して、引っ越し、賃貸費用等の補助を出すべきかと思います。その後、その家庭が岩出に住んでよかったと実感すれば、開発の進む岩出市に住居を購入することを検討し、長期の定住も期待できるのではないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えします。

ご質問については、まず1点目で、実際に本市で補助金の交付を受けた5組の方について、この制度をどこで知ったのか、アンケート等は取っているのか、この制度があったために本市で住宅を購入したのか、それから、制度の周知についてだったと思います。2点目としましては、婚姻から住居購入までの期間が最長13か月は短過ぎないかと。そうであれば、国、県に対して制度の見直しについて要望はしないのか。また、3点目について、国の補助なので定住期間の条件を設定して、引っ越しや賃貸料等も補助すべきではないかということ再度お聞きいただいたものだと思います。順にお答えします。

まず、市として、制度を検証していく上で、申請時にアンケート調査を実施しております。補助金の交付を受けた5組の方からは、市ウェブサイト、または住宅販売事業所からの案内等で知ったとお答えしていただいております。本事業がとても役に立ったと、全ての方から回答をいただいております。事業の周知方法につきましては、市ウェブサイト、県のホームページ、住宅販売事業者等を通じての周知に加え、転入・婚姻届提出時にも案内しており、引き続きさらなる周知啓発に努めてまいります。

次に、婚姻から住宅取得までの期間が13か月となっていることについて、国、県の制度の見直しの要望の考えは、ということですが、今後、事業実績や効

果、他市町村の状況等を検証し、婚姻から住宅取得までの期間の制度が課題があると判断した場合は、国、県への見直しの要望について検討してまいります。

次に、定住期間の条件の設定を付した上で、引っ越し費用や賃借料の補助も出すべきでは、ということですが、本年度から住宅購入に対する支援のほか、和歌山県と事業連携し、結婚、子育てに関する意識調査及び男性の育休の取得と家事・育児参画促進事業を実施することで、本事業に対する国庫負担金の補助率を昨年度までの2分の1から3分の2に引き上げ、市の財政負担の軽減に努めております。

引っ越し費用や賃借料の費用補助の拡大については、繰り返しになりますが、事業実績や事業効果を見極め、また他市町村の事業実績等も参考にしながら、今後、研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目のご質問です。

熱中症対策の推進についてです。気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、昨年度までの5年間の平均で1,295人が亡くなっております。自然災害による死亡者数をはるかに上回っていると言える現状です。そして、その8割以上を体温調節機能が衰えがちな高齢者が占めていると言われております。また、屋内での死者の9割がエアコンを使用していなかったり、所有していなかったということです。そして、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。そうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発症の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこで1点目、熱中症から地域住民の命を守るための取組の推進として、熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指数(WBGT)の認知度向上や、行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目として、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組として、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言

われております。熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。高齢者の皆さんが暑さや喉の渇きに対して、敏感でなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割は高齢者となっています。高齢者の熱中症を予防していくためにも、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのか、お聞かせください。

3点目として、子供の熱中症防止の取組として、学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。公立小中学校施設において、地方公共団体から計画を踏まえ、普通教室における空調設備は100%完備されていると思いますが、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えます。

市の小中学校では、どのような取組をされているのか、また熱中症警戒情報が発令された場合、どのような対応をしていくのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の質問の2番目、熱中症対策の推進についての1点目と2点目を一括してお答えします。

熱中症については、那賀消防組合によると、令和4年4月から10月の間に、熱中症の疑いも含め、救急搬送された岩出市民は29人でした。熱中症は重症化すると、生命に危機や危険が及ぶことから、市といたしましても、市民の皆様にも熱中症予防のための正しい知識を普及することが大切であると考え、様々な政策を講じております。市民への周知啓発は、市広報紙、ウェブサイト、フェイスブックで情報発信を行うとともに、ポスターやチラシを掲示しており、夏場に開催するイベント等でも参加者に注意喚起を行っております。

市ウェブサイトにおいて、環境省の熱中症情報サイトから暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラートを確認できるようになっており、運動前や外出前に確認し、必要なときは運動の中止や外出を控えるなど、熱中症予防のための具体的な行動を取っていただけるよう情報提供を行っております。

また、これらに加え、特に高齢者への熱中症予防の取組については、地域包括支援センターにおいて、毎年6月、ケアマネジャーや民生委員・児童委員に熱中症対策のチラシを配付するとともに、高齢者への注意喚起を依頼しております。それぞ

れの方の生活状態に応じて声かけを行うことが効果的であるため、高齢者を支援する関係者と連携しながら、熱中症予防の支援を引き続き行ってまいります。

なお、熱中症対策マニュアル等の作成につきましては、市独自のマニュアルを作成することは考えておりませんが、環境省の熱中症環境保健マニュアルを参考にしながら、これからも熱中症対策を行ってまいります。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の3点目、子供の通学時の熱中症対策への取組や熱中症警戒情報発令がされた場合の対応についてお答えいたします。

まず、子供の通学時の熱中症対策への取組については、児童生徒に帽子の着用や適切な水分補給を指導しております。また、児童生徒は、お茶だけではなく、スポーツドリンクを持ってくることも可としております。

次に、熱中症警戒情報発令がされた場合ですが、児童生徒に対し、屋外での活動を控え、小まめな水分補給を行うことと併せ、体調不良を感じたら、いち早く教員に報告するよう指導しております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組についてですが、熱中症による緊急搬送車における発生場所の7割が屋内となっています。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等も重要と考えます。各ご家庭で使用するエアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

また、災害級の極端な高温時に備え、高齢者や障害者を避難誘導する場所や方法についての考えをお聞かせください。

また、外出時の暑さや日差しから身を守るため、ひと涼みしようという声かけの一環として、公共施設や協力店舗を一般の休憩施設、クーリングシェルターとして利用していただくことで、熱中症を予防しようとする自治体が増えてきております。本市としても、熱中症の予防のためには、クーリングシェルターの整備について検討する必要があると思いますが、ご見解をお聞かせください。

学校におきましては、熱中症対策の一環として、昨年、市内小中学校や一部の公共施設に設置されました冷水機ですが、熱中症予防に最適な水温5度から15度と言

われる中、10度の水温に設定していただいております。各学校や公共施設での活用状況など、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えします。

まず、高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組についてですが、近年、熱中症対策の1つとして、夏本番前にエアコンの作動確認することの重要性が報道されております。このことから市ウェブサイトにも、暑くなる前のエアコンの試運転について記載し、注意喚起を行っております。

高齢者の方への直接的な支援といたしましては、ケアマネジャー等が高齢者宅を訪問した際に、エアコンが作動するか等の確認をしていただけるよう、6月12日開催のケアマネジャー研修会においてにおいて依頼したところでございます。

次に、災害級の高温時の高齢者や障害者の避難誘導する場所や方法についての考えは、また、クーリングシェルターの開設について市の考えは、ということですが、年々気温が上昇している中、極端な高温発生時の対応として、日頃から見守り、声かけ体制づくりが重要と考え、市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ケアマネジャーなど、高齢者や障害者を支援する関係者と連携し、見守り、声かけ体制づくりに努めているところです。今後も、高齢者や障害者の避難場所や方法についても、さらに検討を重ねてまいります。

また、クーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法の一部改正により、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターが規定され、令和6年春に施行予定と聞いておりますので、国、県等の情報収集に努め、今後研究してまいります。

なお、市役所や各公民館ロビー、岩出図書館、駅前ライブラリー、それから民俗資料館などの市の施設においては、開館時間中はエアコンがきいておりますので、市ウェブサイトにて、猛暑日での活用を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

各学校、その他施設での冷水機の活用状況についてですが、コロナの5類移行後、各小中学校では、体育の授業以外にも日常的に屋外で運動する機会が多くなっており、直近では、特に運動会に向けた練習の際にも、冷水機で十分給水し、安心して水分補給ができております。また、帰宅前にも給水を行うなど、導入した冷水機は



絶賛稼働中であります。熱中症対策に大いに寄与しております。

なお、同型の給水器は、市民総合体育館、市立体育館、市民プールにおいても設置され、スポーツ少年団員等、施設利用者から喜ばれております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。運転免許返納後の移動手段について質問いたします。

高齢者の運転による交通事故が後を絶たない中、家族に促されて運転免許を返納した方や、もうそろそろ返納の時期かと考えておられる市民の方から、自家用車が乗れなくなったときの移動手段について、ご相談をいただくことが多々あります。

岩出市には巡回バスが走っているので、それを利用してはどうかと提案すると、65歳以上の市民は、無料で利用できることは大変ありがたい。また、そうへいちゃんのラッピングが施されたバスが市内を走っているのはかわいいが、あまり乗客が乗っているのを見ない、自宅から停留所まで遠い、行きたい病院のそばに停留所がない、JRとの連携が悪いなどの声も多く聞かれます。

そこでお伺いいたします。1点目としまして、巡回バス一巡における利用者の平均人数、過去5年間の推移をお聞かせください。

2点目として、巡回バスは和歌山バス那賀に委託して運行しているわけですが、市が負担する運営費とその内訳についてをお聞かせください。

3点目、巡回バスの停留所について、市民からはどのような要望があるのでしょうか。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員ご質問の1番目、運転免許返納後の移動手段についての1点目、巡回バス一巡における過去5年間の利用者の平均人数についてでございます。

1便平均で、平成30年度は4.27人、令和元年度は4.24人、令和2年度は3.01人、

令和3年度は2.93人、令和4年度は3.33人となっております。

次に2点目、巡回バスの運営費とその内訳についてでございます。

平成30年度につきましては、年間運行経費は税込み額合計で2,955万4,590円、運送収入は税抜き額で72万7,271円、国からの補助金が648万9,000円、当市からの補助金が2,233万8,319円です。

令和元年度につきましては、年間運行経費は税込み額で3,096万7,170円、運送収入は税抜き額で89万7,399円、国からの補助金は943万1,000円、当市からの補助金は2,063万8,771円です。

令和2年度につきましては、年間運行経費は税込み額で3,191万7,030円、運送収入は60万2,196円、国からの補助金は967万1,575円、当市からの補助金は2,164万3,259円です。

令和3年度につきましては、年間運行経費は税込み額合計で3,266万7,170円、運送収入は税抜き額で64万847円、国からの補助金は996万5,000円となっております。当市からの補助金は2,206万1,323円です。

令和4年度につきましては、年間運行経費は税込み額合計で3,382万1,690円、運送収入は税抜き額で62万9,919円、国からの補助金が642万4,000円、当市からの補助金額は2,676万7,771円です。

次に、3点目の巡回バスの停留所についての市民からの要望につきましては、停留所の増設要望が若干数ございますが、運行委託事業者である和歌山バス那賀株式会社との調整におきまして、現在のところ増設の計画はございません。

今後、さらなる宅地開発等の状況により、必要に応じて検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 再質問は、2点させていただきます。

巡回バスは、高齢者や障害者といった交通弱者の移動手段であり、地域住民の暮らしを支える公共交通インフラです。せっかく多額を負担して、先ほどもお答えいただきましたところによりますと、市の負担額は毎年2,000万円強ということでございます。それだけの多額を負担して市民の移動手段を用意していただいているのに、利用者が少ないのは、言わば宝の持ち腐れと言われるのではないのでしょうか。

そこで1点目としまして、市では費用対効果をどのように考えるのかをお聞かせください。

次に、市民から愛され喜ばれる巡回バスになるには、どうすればいいのでしょうか

か。国土交通省が上げている導入効果が認められる事例に、武蔵野市のコミュニティバス、ムーバスがあります。導入後25年がたっていて、年1回、平日と休日に聞き取り調査を行い、改善しているとのこと。

バス停は、高齢者の歩行距離を考慮して、200メートル間隔を基本に設置しております。また、QRコードでリアルタイム運行状況が確認できます。車内にはコミュニティボード、伝言板が設置されていて、地域の情報交換の場として無料で利用できるということです。また、ペットを連れての乗車も可能ということです。

導入効果の分析によりますと、バスを利用する主な理由は、1番として、まず料金が安い、2番目、バス停が近い、3番目、ほぼ時刻どおりにバスが来るとというのがベスト3です。各年齢層で外出が増え、80歳以上の人では70%の人が外出が増えたとのことでもあります。

そこで、2点目としてお伺いします。市民の満足度を高め、地域公共交通インフラとして利活用されるための工夫をどのようにお考えでありますでしょうか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

巡回バスは、高齢者をはじめとする交通弱者の方の買物、通院など、地域内での日常生活の移動手段の確保を主たる目的としております。利用者の安全・安心を第一に、事故防止を心がけ、運行を行っているところでございます。また、福祉バスとしての側面もございます。したがって、市の補助金額は、運行経費から運送収入及び国からの補助金を引いた分を負担しておりますが、一概に費用対効果でははかれない部分がございます。

次に、2点目の満足度を高める工夫についてでございます。

令和4年12月に、地域住民の公共交通に対する課題及びニーズを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。調査結果と回答者の貴重なご意見を今後の公共交通事業運営の参考とし、利用者の満足度を高めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、ごみ袋のサイズについて質問いたします。

高齢者のひとり暮らしの方から、岩出市指定のごみ袋の小を利用しているが、3日や4日ではいっぱいにならず、1週間分まとめて出すようにしている。しかし、夏場は虫や臭いが気になるので、週に2回出したい。今の小よりも小さい、スーパーで買物したときに入れるぐらいの指定ごみ袋をつくってもらえないかとの声が聞かれます。

そこでお伺いいたします。1点目、市民1人1日当たりの可燃ごみの排出量についてお聞かせください。

2点目として、ひとり暮らしの世帯では、ごみ袋小、これは20リットルですけども、それでも大き過ぎるのではないのでしょうか。

3点目、ごく小、20リットル未満、このようなサイズのごみ袋を指定に加える考えについてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、ごみ袋のサイズについて、にお答えします。

1点目の市民1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、令和5年3月末現在で、家庭系可燃ごみで462.85グラム、事業系可燃ごみで167.69グラムとなっております。

次に、2点目3点目を一括してお答えします。

現在の20リットル袋よりも小さいサイズの要望があることは承知しております。市といたしましては、ごみの減量に積極的に取り組んでいる方々や、ひとり暮らしの世帯など、世帯構成に配慮するため、20リットル未満の袋の設定について、今後、岩出市の環境を守る審議会などの意見を参考に研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今、ごみの減量に積極的に取り組んでくださる方とか、ひとり暮らしとか、世帯構成に配慮するために、もう少し小さな袋の設定についても、審議会等の意見を参考にしながら考えていきたいというふうにお答えいただきました。

ごみの減量化に積極的に取り組むということは、地球の環境を守る、温暖化を防ぐことに直結します。すなわちごみの減量はSDGsの達成につながり、ごみ袋もよりコンパクトになり、市民にとっても経済的にお得になります。現在、ごみ袋の大は1枚45円で、それを中のサイズに変えることで、中のサイズは30円ですので、

15円のお得となります。そして、中のサイズを小に変えていくと、30円から20円になり、10円のお得、ごみを週に2回出すとして、年間約100枚必要になってまいります。大から中に変更することでは1,500円、中から小に変更することで1,000円お得ということになってきます。

そこで1点目として、ごみの減量はお財布にも優しいということ、実態調査の見学会などされておりますので、そのような場でも市民に知らせることも有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、最近、自治体のごみとして捨てられるレジ袋の総量を抑え、プラスチックごみ削減につなげることを目的として、マイバッグを忘れたときの選択肢として、スーパーなどと連携し、市指定可燃ごみ袋をレジ袋の代わりに販売するという取組があるということを知りました。

兵庫県では、淡路市、西宮市、尼崎市、奈良県では、生駒市などが実施しております。そして、この動きは、今全国に広がっているということです。本市でも、市指定ごみ袋をレジ袋の代わりに販売するというこの取組を今後調査研究してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず1点目の経済効果、節約ということで、有効ではないかということについてでございます。

これまでも可燃ごみ袋実態調査見学会などの開催により、実際に出された可燃ごみ袋に含まれる資源ごみを正しく分別することで、ごみ袋のサイズが45リットル袋から30リットル袋にサイズダウンできることなど、実際に見ていただき、啓発に取り組んでいるところです。今後も、経済的インセンティブを実感できるよう工夫して取り組んでまいります。

次に、2点目のスーパーと連携しての可燃ごみ袋をレジ袋代わりに販売してはどうか、についてでございますが、まずは情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の市の美観についてお聞きいたします。

最近、何人かの方から花のまちIWAD Eがなくなるらしい、残念だと言っておられるのを聞きました。それで、私自身はとっさに思ったのは、では、はたちのつどいの会場を飾りつけていた花のパネルとかはどうなるのかということです。あのパネルは二十歳という人生の節目を迎える方々を市を挙げて、まちのみんなが喜び祝っていると感じることでできるオブジェであり、その前で多くの方が記念撮影をしています。私も来賓として呼んでいただいてからは、毎年楽しみにし、写真を撮ってまいりました。あの花のパネルがなくなるというのはとても残念です。

岩出マラソン大会につきましても、たくさんのプランターで参加者を励まし、会場に花を添えてくれていました。他市から参加してくださる方々へは、ようこそ岩出市への気持ちを伝えるおもてなしであったと感じております。

そこでお伺いいたします。1点目として、市は花のまちIWAD Eがなくなるということ把握しておられるのでしょうか。

2点目、今後ははたちのつどいや文化祭の花のパネル、マラソン大会のプランターの設置はどうなるのでしょうか。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の3番目の1点目についてお答えいたします。

花のまちIWAD Eは、岩出まちづくり協議会内の1つのグループであり、その前身は、平成9年5月に、まちづくり活動の推進を図ることを目的として、市民の声をまちづくりに取り入れるために結成されたものです。平成19年5月からは自主的な活動を行う団体として活動され、ほたと灯りのコンサートや秋の根来ウォークなど、地域資源を活用したまちづくり事業のほか、花の苗を育て、市内小中学校や公共施設等にプランターを配布し、まちを花でいっぱいにする事業として取り組んでいただくとともに、市の各種イベントの際には会場を花で飾っていただくなど、本来行政がすべき役割の一端を担っていただき、花いっぱいのまち岩出のPRに大変ご尽力いただいております。

3年間続いたコロナ禍や後継者不足等により、令和5年度をもって解散されるということですが、大変残念であります。発足以来、長きにわたりご尽力いただいたことに対し、心からお礼と感謝を申し上げますとともに、会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げます。

今後は花のまち I W A D E の皆さんが取り組まれてきた事業を実施していただくような団体の育成に取り組んでいくとともに、事業の助成も含め、検討してまいります。

○田中議長 教育長。

○湯川教育長 教育委員会として、一括してお答えいたします。

花のまち I W A D E の皆様方には、市や教育委員会が主催する各種イベント、大いにご貢献をいただいております。花のまち I W A D E の皆様方には心から感謝を申し上げたいと思います。イベント、行事のみならず、まちづくりにおいては、行政だけでできることは限られており、どんな分野においても、市民皆様方のご協力が不可欠であります。

そういう意味では、様々なボランティア団体に支援を行っておりますが、近年、どの団体においても高齢化の問題が生じており、後継者の育成が課題となっております。今回こういうご判断をされたことにつきましては、大変残念に思っております。

なお、令和5年度のイベントについては、今までどおりご協力をいただけると聞いておりますが、それ以降については、花のまち I W A D E に代わる団体が見当たらないことから、各イベントでご協力いただいた部分については、どういう形で対応するのか検討しているところでございますが、担当課において、新たな団体の設立について検討していただいておりますので、教育委員会としましても、新団体の設立に協力していきたいと考えております。

いずれにしましても、各イベントにおいて、会場の飾りつけなど重要な役割を果たしていただいておりますので、今後のことにつきましては、担当課と連携した上で、早急に結論を出していきたいと考えております。

奥田議員からも花のまち I W A D E の皆様方よろしくお伝えください。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問

をいたします。

今回は総合体育館及び市立体育館の管理体制と整備について、またG I G Aスクール構想について、線状降水帯被害と対応についての3点について質問をしたいと思います。

まず、1番目の総合体育館及び市立体育館の管理体制と整備についてですが、公共スポーツ施設の体育館は、スポーツを通じて、幸福、豊かで、健康的な生活を営むことは市民全ての権利で、市民が自発性の下に、様々な関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保をされなければなりません。スポーツに親しみ、スポーツに参画する習慣づくりを広げていくことは、市民の健康寿命の延伸に寄与するという社会的な便益をもたらす大切な施設であります。また、災害時には市民の命を守る避難所としても大変重要な施設であります。

そこで、1点目、市民にとって大切な体育館施設の管理体制はどのような体制なのか、また管理マニュアル等は整備されているのか、お聞きいたします。

2点目に、利用者からの要望件数と内容について。

3点目に、平成25年10月に国連環境計画の外交会議で水俣条約が採択され、2021年以降、水銀灯の製造が禁止となり、体育館の水銀灯が切れた場合、交換用の水銀灯の確保が困難な状態となることから、LED照明器具設置の考えについてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 玉田議員の1番目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の管理体制と管理マニュアルについてであります。体育館の施設や設備の管理につきましては、建築基準法に基づく建物全体の劣化、損傷、防火上の安全対策等について、幅広く調査する特定建築物定期調査や換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給排水設備を検査する特定建築設備検査、防火扉、防火シャッターなどを検査する防火設備検査、エレベーターなどを検査する昇降機等の検査、消防法に基づく火災報知機などの警報設備、誘導灯などの避難設備、消火器や屋内消火栓などの消火設備などを点検する消防用設備点検、それから避難経路上に障害となるものが置かれていないかなどの防火管理上必要な業務等について点検する防火対象物点検、灯油を貯蔵する地下タンクの漏えい検査、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理、水道法に基づく貯水槽の清掃や水質検査など、法令に基



づく定期的な検査や点検をはじめ、各種の保守点検を専門業者に委託して実施しております。このほか、職員におきましても、日常的な管理の中でできる範囲の点検を行っております。

これらの点検や利用者からの連絡などにより異常を確認したときは、できるだけ早急に修繕を行うなどして、適正な維持管理に努めているところであります。しかしながら、その内容によっては予算措置が必要になるなど、早急な対応が難しい場合もございます。

次に、2点目の利用者からの要望件数と内容についてであります。過去5年で見ますと、市政懇談会では、市民プールに温水プールとお風呂の設置をしてほしい、室内プール併用の室内アスレチック施設を設置してほしいというご要望を2件いただいておりますが、体育館に関するものはございませんでした。

インターネット意見箱では、体育館の照明について、電球が切れているところがあり薄暗くて競技に支障が出ている、LED照明にしてはどうかというご意見を2件いただいております。そのほかにも、施設や設備の修繕や新設を求めるものなど、いろいろなご意見、ご要望はふだんからいただいているところでございます。

次に、3点目のLED照明機器の設置の考えは、についてであります。現在の体育館の照明をLED照明に交換するとなりますと、多額の費用を要することになりますが、LED照明を導入することによるメリットについても認識しており、検討はしているところでございます。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目のGIGAスクール構想についてですが、文部科学省が2019年度に打ち出し、2021年に本格スタートをしました。子供1人1台のパソコンやタブレット端末を高速大容量の通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備し、活用することで、多様な子供たちにとって最適な学びと協働的な学びを共に実現して、教育の質を高めようとする構想であります。1点目、岩出市の現状と課題についてお聞かせください。2点目に、和歌山県における岩出市の活用状況についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 玉田議員のご質問の2番目にお答えいたします。

まず、1点目の岩出市の現状と課題についてですが、令和4年度の活用状況では、コロナ禍であったために、始業式や終業式、運動会などの学校行事が密にならないようにオンラインで行ったり、各科目の授業で、課題の提出や調べ学習だけではなく、自分の考えを友達と共有したり、思考の助けとするためにシンキングツールを活用したりしました。体育のマットや跳び箱運動では、お互いに動画撮影をして練習に役立てました。そのほかにも、タイピング練習やタブレットドリルを活用した基礎的な学習の確保を行っております。

課題といたしましては、機器トラブルが発生したときの対処に時間がかかることや、中学校では教員の授業での活用は進んでおりますが、生徒の活用は、小学校に比較して少ないことが上げられます。また、家庭に持ち帰って宿題をしたり、不登校児童生徒の学習支援を進めていく点では、これからも研究の余地があると考えております。

2点目の和歌山県における岩出市の活用状況は、につきまして、令和4年4月実施の全国学力・学習状況調査学校質問紙結果によりますと、小学6年生が令和3年度までに受けた授業での1人1台端末の活用割合で、ほぼ毎日活用する学校が、和歌山県は39%、岩出市は66.7%、週3回以上活用する学校が、和歌山県が29.1%、岩出市が33.3%で、県平均を上回っております。

しかし、中学3年生が令和3年度までに受けた授業での1人1台端末の活用割合を見ますと、ほぼ毎日活用する学校が、和歌山県は48.7%に対し、岩出市はゼロ%、週3回以上活用する学校が、和歌山県は24.8%に対し、岩出市50%でした。

この結果を踏まえて、各学校で取組を行い、両中学校における令和5年5月の利用状況では、ほぼ毎日活用されている状況と確認しております。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目の線状降水帯被害と対応についてですが、近年、想像を超える自然現象で、地震や台風、また豪雨や暴風雨により甚大な被害が各地で発生しております。本年6月2日、和歌山県北部に発生した線状降水帯では、想像を超える豪雨

により、和歌山市や海南市をはじめ各地域で甚大な被害が発生、私自身も初めて豪雨の影響で自動車の運転をすることに恐怖感を感じました。

被害に遭われました皆様に、心よりお悔やみと、またお見舞いを申し上げます。

そこで1点目、本市は、現在まで、国、県事業も含め、多くの水害対策を実施していますが、その内容についてお聞きいたします。

2点目に、線状降水帯による対応と被害の現状について、3点目に、今後の対策の学校における登下校の対応についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の3番目、線状降水帯被害と対応についての1点目、水害対策を実施しているが、その内容は、についてお答えいたします。

本市では、平成20年5月の集中豪雨を受け、特に浸水被害が大きかった地区を最優先対策地区とし、平成21年度に浸水対策の検討を行い、計画的に改修を進めてきました。また、近年では、気候変動による線状降水帯やゲリラ豪雨などの新たな課題に対し、豪雨災害に対応するための様々な施策を講じ、浸水対策に取り組んでいます。

本市の雨水は、地域に降った雨が、用水と排水を兼ねた水路を通り、中小河川や市内を東西に流れる土地改良区の用水路に集まり、県河川等を通じて、最終的に紀の川に排出されます。そのため、住宅地や田畑の間を流れる用排水路が最も市民生活に身近なものとなるため、流水を阻害するボトルネックの解消や、過去にあふれた箇所への改修を計画的に進めると同時に、既設水路での対応が難しい箇所につきましては、大町排水路など、新たに排水施設を設け、対応してきました。

土地改良区の用水路につきましては、用水路からあふれる水を県河川等に排出するため、藤崎井山田川放流ゲートの増設、岡田上野分水ゲートの設置、六箇井鴨沼川放流ゲートの増設を実施しました。

また、農林水産省の国営総合農地防災事業として、これら用水路から近隣河川に効果的に放流できるよう、藤崎井水路では、岡田排水路、山田排水路、六箇井水路では、波分山崎排水路、根来排水路が整備され、住宅地への浸水被害の軽減が図られています。

さらに、河川から逆流防止に対する放流ゲートの閉鎖における内水排除対策として、高塚地区の古戸川樋門及び山崎地区の山崎樋門での排水ポンプを増設して運用しています。

一方、これら内水を効果的、効率的に紀の川に排除する役割を持つ県管理河川につきましては、現在、住吉川と根来川の改修を順次進めていただいております。住吉川では、河道拡幅と河床を3メートル程度下げることにより、河道断面積を約4倍となる改修が進められ、計画延長3.6キロメートルのうち、下流から2.4キロメートルの国道24号付近まで完了し、現在、ここから上流へ県道小豆島岩出線と六箇井水路交差部まで工事が進められています。また、根来川におきましても、河道断面積を約2倍に拡げる改修が進められ、計画延長2.7キロメートルのうち1.8キロメートルまで進められています。

最後に、本市の内水排水の要となる紀の川の水害対策につきましては、国土交通省による岩出狭窄部対策として、本線の水位低下を目的に、岩出頭首工において、拡幅水路の設置と堰上流の河道掘削や春日川の隅切りが実施され、紀の川の水位を下げる対策がなされています。

また、山崎かんがい排水路放流部下流域を中心に、堆積土砂の除去や樹木伐採を継続的に取り組んでいただき、水の流れがスムーズになるように適正な管理が行われており、水害の低減に努めていただいております。

本市の水害対策に対しましては、これまで国、県に対して強く要望し、効率的かつ迅速な事業進捗を求め、市も地元調整など、協力を行いながら、被害低減に向け取り組んでおります。

次に2点目、線状降水帯による対応と被害の現状について、にお答えいたします。

今回の線状降水帯による降雨につきましては、紀の川や貴志川上流地域に大雨が続き、ごく短時間に紀の川水位が上昇するとともに、岩出市におきましても、総雨量297ミリの降雨がありました。

このことにより市域に降った内水が紀の川等に放流できなくなったことから、畑毛地区の山崎排水樋門、高塚地区の古戸川樋門及び山崎地区の山崎樋門を閉鎖することとなりました。古戸川樋門につきましては、古戸川排水ポンプ、パイ500ミリ2台とパイ200ミリ1台の稼働のほか、岩出市の排水ポンプ車、毎分30立米による排水作業実施、また古戸川が県河川であることから、県において仮設ポンプ、パイ200ミリ4台を設置していただき、排水作業を実施いたしました。

さらに、溝川6番地自治会に土のうや止水板を設置するとともに、内水を排水する仮設ポンプ、パイ200ミリ2台と水中ポンプ、パイ50ミリ13台等による排水作業を実施したことにより、道路は冠水しましたが、床上・床下の浸水被害には至りませんでした。

次に、山崎樋門につきましては、山崎排水ポンプ、パイ500ミリ2台とパイ200ミリ3台を稼働した結果、被害はありませんでした。

次に、山崎排水樋門を閉鎖したことにより、西野地区から吉田地区までの六箇井水路周辺地域において、一部の地域で道路が冠水したため、通行止めの措置を取りましたが、国土交通省の排水ポンプ車を要請し、排水作業を実施していただいた結果、重大な被害には至りませんでした。

その他、市内全般で道路の冠水があり、一時的ではありますが、通行止めを行いました。

また、山際の地域におきまして、土砂が流入した箇所が数か所発生しましたが、既に除去してございます。なお、市内全般に水田の冠水がありましたが、道路の土木災害並びに農地による農地災害は発生してございません。

次に3点目、今後の対応について、にお答えいたします。

現在、国土交通省で実施していただいております紀の川の堆積土砂の除去及び樹木伐採を継続して実施していただくよう要望してまいります。また、農林水産省の国営総合農地防災事業並びに県事業である住吉川、根来川の河川改修事業について、用地取得と地元調整に協力するなどして、早期の整備を促します。

特に、住吉川河川改修事業とともに進めていただいております国営総合農地防災事業による六箇井水路住吉放流口が令和6年3月完成見込みと聞いてございます。この工区が完成すれば、今回のように山崎排水樋門を閉鎖しても、六箇井水路から住吉川への排水が可能となり、大幅に浸水被害の軽減につながります。

本市で実施していただいている事業につきまして、国、県に働きかけ、国、県、市が一体となって、災害に強いまち、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 玉田議員の2点目の線状降水帯による被害対応と被害の現状についてお答えいたします。先ほど事業部の答弁にも重なるところがございますが、ご了承いただきたいと思います。

6月2日から3日にかけて、本市に大雨を降らせた線状降水帯による雨量は、総雨量297ミリ、最大時間雨量は、線状降水帯の影響を受けた6月2日12時から13時の間で50ミリを記録いたしました。

職員の配備体制といたしましては、6月1日に対策幹部会議を開催し、6月2日の9時9分の大雨警報発令と同時に、配備体制1号、これ2班体制になります。1

号とし、大雨への警戒を実施いたしました。

線状降水帯による降水量の増加が見込まれたため、11時30分に市内全域に対し高齢者等避難を発令し、大雨への警戒を引き上げました。その後、紀の川の水位上昇に伴い、六箇井用水路の増水の危険性が高まったため、中島、吉田、中黒、畑毛、金谷、西野の各一部地域、対象2,517世帯、5,363人に対し避難指示を発令いたしました。

市内各公民館等の避難所10か所を開設し、合計55人が避難されておりました。被害といたしましては、幸いにも床上・床下浸水の報告はございませんが、市内一部地域で浄化槽の浸水が14件発生したため、浄化槽の汚泥引き抜き作業を実施したほか、道路側溝のしゅんせつ及び消毒を実施いたしました。

なお、増水した内水を排水するため、既設備え付けのポンプをはじめ、国の排水ポンプ車、県設置の仮設ポンプ、岩出市排水ポンプ車、岩出市消防団車両18台が排水作業を実施したほか、市内各地で約700個の土のうを設置しております。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 玉田議員ご質問の3点目、学校での登下校の対応についてお答えいたします。

今回、児童生徒が在校中に警報が発令されました。このようなケースは珍しく、各学校では対応に苦慮いたしました。教育委員会から各学校に通知している警報発令時等における自宅待機の取扱いについてによりますと、在校中に大雨、暴風、洪水、大雪警報のいずれか1つ、または重複して発令された場合の児童生徒の対応については、原則下校しますが、下校は児童生徒の安全確保を最優先して、状況判断して実施します。危険な状態では学校に待機させ、安全が確認できれば、教職員誘導の下に下校します。ただし、保護者が迎えに来た場合は、担任確認の下、下校していただきます、と記載しております。

6月2日のケースでは、午前9時09分に大雨警報が発令され、気象庁の今後の降雨情報をすぐに確認いたしました。11時を過ぎると、さらに降雨量がひどくなると予想されており、給食を食べていると、この時間に差しかかるため、現状で一番降雨量が少ない9時50分から10時30分の間に下校することを決定しました。

洪水警報は10時58分に発令され、11時30分には高齢者等避難情報が発令されました。小学校では教員が誘導の下、中学校では要所に教員が立つ中で、下校を開始いたしました。児童によっては、帰宅者、民間の学童保育利用者、学校待機者に分かれるため、各小学校では体育館や教室で保護者の迎えを待つ児童もいました。中学

校でも迎えを待つ生徒がいました。13時頃には全ての児童生徒が学校を出たと確認しております。

今回の経験を踏まえまして、集団下校する際、より安全かつ確実に下校できるよう、帰宅するのか、民間の学童保育に行くのか、学校待機するのかの希望調査を各学校で、先週、保護者宛てに行ったところでございますが、様々な状況に対応できるよう、より安全かつ確実な下校に向け検討してまいります。

さらに、用水路等の増水により危険な場所を各学校で地図上に落とし込み、教員誘導の際に活用いたします。また、保護者宛てには、地域によっては危険が予測される場合には登校を見合わせ、自宅待機をし、担任までその旨をご連絡くださいと改めて通知させていただいております。

警報発令時の登下校に関しましては、その時々状況に応じた児童生徒の安全確保が必要となりますので、引き続き検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、新年金制度について、原油価格・物価高騰対策について、そして特定小型原動機付自転車について、この3点の視点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この3点は、市民の方々と意見交換や相談を受ける際に聞いた話であり、今回、原材料費及び燃料費等の高騰により、物価価格に影響を及ぼす社会で、市民の方々が日々の暮らしの中で、あらゆる情報を得て、よりよく生活するために改善策を模索した訴えであります。今までの私の一般質問は全て市民の声であり、市長、行政

に聞いていただきたい。これからの施策、対策支援に積極的に取り組み、住んでよかったですと思える安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいとの訴えが、今現状の私の一般質問であります。

この3点に関して、誠意のある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、新年金制度について、2点お伺いします。

まず初めに、2023年4月から開始の新しい新年金制度、遡って受給できる繰下げみなし増額制度についてですが、この制度に関して、私自身、市民の方と意見交換するまで認識しておらず、そのときの内容は、増額制度だから、私たちにとってプラスになるの、年金額は増えるんですね、対象者になれるの、本市のホームページ閲覧したけれど分からなかったよなど、意見等々いただきました。

また、その場で検索しましたが、正確な情報をお伝えすることができなかったと思います。その後、情報を検索しましたが、一般的なコメントとして、本当に年金制度が、とにかく制度がややこしく、複雑で言葉も分かりにくいとの意見が多く、何でもっと分かりやすくしてくれないのかということ。その中で一番目について言葉が、知らないで損をすることがあるかもしれません。それはもったいないですよとありました。これは、いろんな助成制度や控除のことと考えます。

それでは質問ですが、1点目としまして、分かりやすく、繰下げみなし増額制度について、説明いただきたいと思います。

年金は、事前の準備とシミュレーションがとても重要です。年金について知ることができたら、老後の不安が減ると考えられています。お答えください。

続いて2点目としまして、従来の制度から改正した繰下げみなし増額制度の注意点として、適用されない場合があります。80歳以降に請求する場合と、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合です。これらを踏まえて、メリット・デメリットについてお答えください。

この2点について答弁願います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の質問の1番目、新年金制度についてお答えします。

ご質問の1点目、繰下げみなし増額制度についてですが、この制度は、昨年4月から老齢年金の繰下げ受給上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、70歳以降も安心して繰下げ待機を選択できるよう、令和5年4月に導入された制度です。



老齢年金は、本来の受給開始年齢よりも遅い時期に受給を希望した場合、繰下げ受給か本来受給かを選択することになります。これまでの制度では、70歳到達後に年金を請求し、本来受給を選択した場合、5年を超える期間分の年金は時効により消滅し、増額のない年金を5年間遡って受給することになりましたが、繰下げみなし増額制度では、5年前に繰下げ受給の申出があったものとみなし、繰下げ増額された年金が支給されます。

対象者は昭和27年4月2日以降に生まれた方、または老齢基礎・老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の方になります。

続いて、市民のメリットとデメリットにつきましても、繰下げみなし増額制度によって、従来より増額した年金を受け取れるというメリットがありますが、デメリットといたしましては、遡及した各年の所得が増額し、過去に遡って税金や保険料等が増額する場合があります。

年金の受け取り方には、本来受給、繰上げ受給、繰下げ受給の制度がありますが、市民それぞれの状況に応じ、メリット・デメリットも違ってまいりますので、まずはご相談いただくことが大切だと考えております。

市といたしましては、引き続き年金事務所と連携し、相談窓口の周知や分かりやすい制度の広報に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行います。

1点行います。現在、各自治体にはいろいろな助成制度や控除があると思いますが、市民の方から一覧表があったら分かりやすいよね。あるいは1か所の窓口で聞きたいなどの声も聞かれました。

生活福祉部として、各制度の一覧表を作成する考えはあるのか。これらこそ住民サービスの向上につながると考えております。お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えします。

各制度の一覧表の作成についてですが、これまでの市の取組といたしましては、令和元年度に暮らしの便利帳を作成し、全戸配布いたしました。生活福祉部において多くの制度や事業を実施しておりますが、一覧表については、例えば、年金制度では、資格取得、種別変更、資格喪失の手続をはじめ、免除、納付猶予、学生納付

特例、付加保険料、老齢・障害・遺族年金、未支給年金など、多岐にわたっており、内容を記載すれば膨大な情報量となり、一覧表では逆に分かりづらい状況も懸念されるところです。

このようなことから、今後もそれぞれの分野のページで掲載内容の充実に努め、それぞれの相談窓口で丁寧に説明してまいります。なお、ご質問の繰下げみなし増額制度についても、早急に今準備しているところでありますので、市ウェブサイトに掲載してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に原油価格・物価高騰に対する対策について、2点お伺いします。

現在、世界情勢や社会経済情勢は、見通しが立たないほど市民や社会に不安を与えているのが現状です。2019年から新型コロナウイルス感染症拡大や国際紛争など、世界は変動の真ただ中にあります。誰もがニュースやネット情報から最善を模索する中で、令和4年頃、原材料費及び燃料費等の高騰は認識するところとなっております。

そんなあるとき、本市から重要と印された岩出市指定ごみ袋引換券のはがきが届いています。これに関して、市民の方から問合せをいただき、戸惑い、説明することができませんでした。このことは、私だけでなく、他の議員の先生方からも同じようなことを伺い、事前に聞いていれば市民の方々に説明できたのにとおっしゃっておられたのを認識しています。

この案件は、今6月議会で条例の一部改正という形で討論されましたが、市民生活に大きな混乱と戸惑いを生じたこと、市民の方々に説明不足だったことは、市民も納得できないものと考えています。

また、原材料費及び燃料費等の高騰は、このことも大きな要因であり、他の自治体も市民の方々に大きな影響を受けない対策を取られているのも事実です。しかし、この世界情勢を鑑みて、原材料費及び燃料費等の高騰は予期できたことで、今令和5年度の製造に係る入札も過去2回不成立となっていることなど、対応、対策が遅過ぎたことも否めません。

他の自治体の対策で言えば、長野県飯田市は、令和4年9月に飯田市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対策として、原油価格高騰に伴うごみ袋の価格上昇抑制による生活者支援をしています。その中には、広く市民の生活を支えるため、ごみ袋の現行販売価格を維持できるように製造者への補助を行い、価格上昇を抑制することのこと。また、長野県塩尻市のホームページから、令和4年11月更新、補助概要として、電気、ガス、食品等、物価高騰重点支援地方交付金を用いて、指定ごみ袋価格高騰が市民に大きな影響を受けないようにすることを目的に、指定ごみ袋製造業者に補助を行っているとのこと、先手を打って対策することで、市の業者を守ることに繋がると考えます。

それでは、1点目の質問です。議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、改めて条例の一部改正の経緯についてお答えください。

2点目としまして、今後、社会経済情勢に大きな変化があった場合、住民サービスの向上に向かうものと考えていますが、今後の変動による臨機応変な対応は考えているのでしょうか、お答えください。

2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員のご質問の2番目についてお答えします。

1点目の議案第53号の条例の一部改正の経緯については、これまでも質疑や厚生文教常任委員会においてお答えしておりますが、原材料費及び燃料費等の高騰により、このたび有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きな影響が生じました。

平成24年7月からごみ袋の有料化が開始され、令和5年で12年目を迎えている中、その間、ごみ袋の製造費が11.66%上昇している現状からも、将来に目を向けるとごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するためには、一日も早い手数料の値上げが必要であったため、今回の改正に至りました。

本来なら、今年度から引き上げるべきところですが、急激な物価高騰等の社会情勢や国の臨時交付金が活用できることを総合的に判断して、令和5年度は国の臨時交付金を活用し、10%相当引き下げ、令和6年度も国の交付金は未確定ですが、引き続き10%引き下げることとしました。令和7年度では引上げも考えましたが、7年度に10%引き上げると、5年、6年度の引下げ幅と合わせて20%の引上げになることから、緩和策として、一旦現行の手数料に戻し、令和8年度に引き上げることとしたもので、最善の策であったと考えています。

2点目の今後の変動による臨機応変な対策は、についてですが、1点目でお答えしたとおりであり、本来であれば、今すぐにでも手数料を引き上げたいところですが、令和7年度まで緩和策を講じることから、今後の変動による現時点での臨機応変な対策は考えておりません。令和8年度の引上げ後、社会情勢に大きな変化があった場合や、その他改正が必要である事由が生じた場合は、岩出市の環境を守る審議会に意見を伺うなど、十分に協議検討を行ってまいりたいと考えています。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

今回の岩出市指定ごみ袋引換券のはがきの内容について再質問します。

今回の件で一番問合せがあったのは、ごみ袋の引換え場所は、岩出市のみということでありました。ホームページには、追加で無料交付場所に土曜・日曜日で4か所の公民館が記載されていますが、全ての高齢者の方々までには情報が行き届いていないのが現実です。市役所や公民館の配付時の調査は、今後このようなことが起こる可能性を踏まえて、総括する必要があると考えます。また、高齢者や交通弱者への対応も、はがき1枚のみはあまりにも不親切だと考えます。

今後、どのような対応と改善を行っていくか、お答えください。

今回の件で、ごみ袋の在庫は今以上に必要なものと考えます。また、防災面でもごみ袋は重宝されると私自身認識しているんですが、袋がなく、細かな支援物資をお渡しする場合や、岩出市の色つきごみ袋は、女性のための支援物資を配布する場合にも最適だと考えております。いろいろ活用できることは多いと思いますし、防災面でも必要と考えます。

これらを踏まえて、ごみ袋の在庫を増やす考えについてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の無料の引換券での今後の対策等についてでございます。

高齢者や交通弱者が市役所まで行くのが困難な方への対応として、今回は4地区公民館での配布を行うこととしております。また、市地域包括支援センターをはじめ、市内各事業所のケアマネジャーや相談支援専門員にもごみ袋の協力をしていただいているところでございます。

今回、はがきで地区公民館とか載せなかったことにつきましては、はがきを送っ

た際での時間が間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNS配信による周知といたしました。

介護サービスや障害者サービスを利用されている方については、先ほど申し上げたケアマネジャーや相談専門員に協力をお願いし、対応をさせていただきました。

今後の対応につきましては、現在、前期分の配布を行っている状況を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の在庫を2倍にする考え、防災の面も含めてというところですが、現在のところ、在庫数を2倍にする考えはございませんが、防災面での備蓄の必要性などを十分に考慮し、適正な在庫管理に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは最後に、特定小型原動機付自転車について、2点お伺いします。

2023年7月から法律が施行される特定小型原動機付自転車、いわゆる電気キックボード等について相談されたことで、最後のこの一般質問をしたいと思います。

特定小型原動機付自転車については、今後、山積することが予想される問題点を事前に、一番大切な収支の部分で決定しなければならないと考えたからです。経緯として、最初の相談内容は、その方の母親が乗っている電動アシスト自転車にナンバープレートが必要になるかというものでした。

最初に、正直何についてなのか理解できませんでした。その方も曖昧に、この法律を聞いたみたいで、特定小型原動機付自転車を電動アシスト自転車と誤った認識をしていたみたいで、私も同様に、この法律に関して認識しておりませんでした。

それでも、あらゆる情報を検索した結果、現状、アクセルがない、車輪をこぐ、電動アシスト自転車は対象外であります。いわゆる電動キックボード等に係る法律ということです。

この法律が施行され、懸念されることが、16歳以上で免許が不要ということで、交通ルールに対する意識が希薄な場合、迷惑運転により、自転車、二輪車、歩行者など、他の交通主体を危険に巻き込む可能性があると考えられています。現に現行ルールでも多くの交通事故や違反が起こっているとのことでした。

これらを踏まえて質問します。1点目として、法律改正の内容と問題点について

お答えください。

2点目として、今後、市民に対してどのように周知していくのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員ご質問の3番目、特定小型原動機付自転車について、一括してお答えいたします。

道路交通法が改正され、これまで原動機付自転車として区別されていた電動キックボードなどが新設された特定小型原動機付自転車という区分に分類されることとなりました。特定小型原動機付自転車の特徴としましては、免許証は不要、ヘルメットの着用は努力義務、走行場所は車道、自転車レーン、歩道、これにつきまして条件つきで、車体に規定がございます。速度制限につきましては、時速20キロ、歩道を走る場合は時速6キロとなります。年齢制限は16歳以上、自賠責保険の加入、ナンバープレートの取得義務などがございます。

なお、現在、販売されている電動アシスト付自転車、これは議員おっしゃるように対象外となつてございますので、今後も手続等の必要はございません。

改正法の大きな点の1つは、16歳以上であれば免許証の必要がないことでございます。これにより、より多くの利用機会が広がることが予想されています。高齢者の免許返納後の移動手段として利用が可能であったり、遠方からの学生の通学などの活用も想定されます。移動に関する問題の1つの解決策となるかもしれません。

一方で、免許証が不要となった場合、交通ルールに対する意識が希薄になったり、迷惑運転により、自動車や二輪車、歩行者など、他の交通主体を危険に巻き込む可能性も考えられます。ルールを理解することや交通安全に対する意識が重要になってくると考えます。

市民への周知に関しましては、岩出市交通安全推進協議会による街頭啓発などを通じて周知を図ってまいります。また、県ではホームページや夏の交通安全運動チラシへの掲載、小中学生への啓発チラシ配布等、関係機関・団体と協力しながら、広報活動を推進していくとしており、市に対して情報提供や協力依頼があったときには積極的に協力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 最後に、再質問させていただきます。

1点目として、特定小型原動機付自転車の基準についてお答えください。

また、今回の交通事故等に関する事で、若年層が多い中、あらゆる支援が必要と考えています。どのような対策で周知を徹底していくのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定小型原動機付自転車の基準につきましてですが、車体の大きさと定格出力が一定以下ということで、車体の大きさにつきましては、長さ190センチ以下、幅60センチ以下、定格出力は0.60キロワット以下、時速につきましては20キロを超える速度を出すことができないこと、オートマチックトランスミッション機構であること、最高速度表示灯などの装備、それからナンバープレート、ライト、ミラー、これらのものの基準を満たさないものは一般原動機付自転車等に応じた交通ルールが適用されるということでございます。

次に、今回の法改正の車両の年齢制限は16歳以上でございますが、交通ルールの学習は、当然子供の頃から必要でございます。また、大人になってからの確認も重要であると考えてございます。小中学校では、生活、道徳、学活等の授業で、警察の協力を得ながら、交通マナーの学習機会を設けております。

また、交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、自転車安全教室などを開催し、交通ルールの習得と、交通事故防止を図る目的とした岩出市交通少年団や、高齢者を対象とした交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故を未然に防止を図ることを目的としたときめき交通大学の実施を継続するとともに、市広報やホームページでも周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の3番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、警報発令時における児童生徒の安全対策についてです。

初めに、令和5年、梅雨前線による大雨及び台風2号によって被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、近年、線状降水帯による大雨によって、毎年のように甚大な被害が発生しています。その線状降水帯が6月2日に和歌山県北部に発生し、非常に激しい雨が同じ場所に降り続けているとして、顕著な大雨に関する情報を発表しました。線状降水帯は、発達した積乱雲が次々とつながって大雨をもたらす現象で、気象庁は、命に危険が及ぶ土砂災害や洪水が発生する危険性が急激に高まっているとして、安全を確保するよう呼びかけています。

今回、2日当日、朝の時点では大雨に関する警報は発令されておらず、多くの子供たち、ふだんどおり登校された児童生徒も多かったと思います。ところが次第に雨も強くなり、在校中に広報が発令されました。

岩出市学校防災マニュアルは、近い将来に発生が危惧される、東海・東南海・南海地震、台風や局地的大雨等、異常気象が年々勢力を増している状況にあり、震災や風水害等への迅速な対応及び学校が地域の防災拠点としての機能を果たすことが強く求められていることを受け、学校防災マニュアルを令和5年3月に改定されています。

防災マニュアルの大雨等への対応について、大雨がやむまで校舎内で待機する。大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発令された場合、児童生徒の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。下校時間や方法については、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど、児童生徒等の安全を最優先に考え、決定する。早めの対応を心がけ、時期を逸して危険な状況の中を下校させることがないように注意するとあります。

また、各学校の保護者向けの案内等では、小学校では、警報が発令された場合の児童の対応について、児童は原則下校としますが、下校は児童の安全確保を最優先にして、状況判断して実施します。危険な状態では、安全が確認されるまで学校に待機させ、安全が確認できれば、教職員誘導の下に下校させます。ただし、保護者が迎えに来た場合は、担任確認の下、下校していただきます。

また、中学校でも原則下校しますが、下校は生徒の安全確保を最優先にして、状況判断して実施します。ただし、危険な状態では、安全が確認されるまで学校に待機させ、安全が確認できれば、下校させます。このように案内がされています。

当日には混乱もあったと思われませんが、子供の命に関わる問題です。判断の誤りや対応方法に誤りがあった場合、取り返しがつきません。保護者の方からも幾つか



の心配の声が寄せられています。例えば、4月から入学された小学校1年生の場合は、やはり学校に入学してまだ2か月、こうした大雨といった状況に遭ったことがなく、大変心配だという保護者の声や、またこの時期、田植えのため用水路の水も張っております。そうした水が増水のためにあふれてはいないかなど、様々な声が聞かれました。

そこで、防災マニュアルに沿った対応や、各学校でつくられている学校防災計画での対応はどうであったのか、お聞きをいたします。

2つ目は、子供たちの家庭状況も様々で、保護者が自宅にいない場合、仕事等でメールを確認できない場合など、事情が異なるケースが幾つもあるかと思いますが、下校に対し、保護者への連絡や対応はどのように行ったのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來利恵議員ご質問の1番目に、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、岩出市学校防災対応マニュアル改定版には、在校時に警報が発生した場合の対応では、下校もしくは校内での待機等を速やかに検討するとなっており、下校時間や方法については、教育委員会と相談の上、児童生徒等の安全を最優先に考え、決定すると規定しております。

6月2日の下校の判断は、先ほど玉田議員のご質問にもお答えしましたとおり、適切であったと考えております。

次に、保護者への連絡や対応についてですが、各学校では、あらかじめ定めている緊急対応マニュアルに従って対応しました。具体的には、教育委員会からの下校メール配信後、各学校から下校方法のメール配信を行いました。各学校では、教職員が児童生徒誘導のため校外に出たり、保護者からの電話対応や電話連絡をしたり、学校待機する児童生徒を見守ったりと、役割分担して対応いたしました。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 適切ということ等が、メール配信等、学校内ですね、教職員がいろいろな対応を行いながら、今回行ったということですか。これを踏まえて、今回のことで、先ほどの一般質問の中にもあったと思うんですけど、さらに改めて、どういった対応を取ったのかということについては、アンケート調査を行い、こういった場合にどうするかという対策を取られたというふうにお聞きをしました。

では、今回の場合は、在校中、当然、学校内の授業の時間内におけるこういった

対応でした。例えば、岩出市の場合は、学校の中で学童保育が開設されております。そうした学童保育内の時間帯に、例えば、大雨のこうした情報、緊急の場合の警報が出た場合、そのときにはこういった対応が行われるのか、その点について再質問を行います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

学校内に設置している学童保育は、14時からの受入れとなっております。したがって、14時までに警報が発令した場合は閉所となりますので、保護者への事前希望調査で、下校せずに待機を希望した児童については、学校での待機となります。14時以降に警報が発令となった場合は、学童保育が開所しておりますので、利用児童は全員校内の学童保育所に移動して、学童保育所から保護者への連絡という形になります。

今回の経験を踏まえ、学校、保護者、学童保育が連携して、より安全かつ確実に児童生徒が下校できるように改善してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、不登校児童生徒への支援についてであります。

文部科学省は、2022年10月27日に令和3年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表しています。その中で、小中学校における長期欠席者のうち、登校児童生徒数は24万4,940人、前年度19万6,127人で、前の年度から4万9,000人近く、25%増えて、過去最多を更新しました。

このうち小学生が8万1,498人、中学生が16万3,442人でした。不登校児童生徒数は9年連続で増加し、10年前と比較すると、小学生は3.6倍、中学生は1.7倍に増え、特に中学生は20人に1人が不登校となっております。

和歌山県教育委員会も、県内の公立学校を2021年度に30日以上欠席した子供のうち、病気や経済的理由などを除いた不登校の人数が、過去10年間で最多の2,086人に上ったと発表しています。2年連続で最多となり、前年度の1,637人から3割近く増加しています。

高校も含まれておりますが、不登校の内訳は、小学校で587人、中学校で1,007人、高校で492人です。全国でも県でも増加している不登校児童生徒、そこで岩出市の人数の状況をお聞きいたします。

次に、文部科学省も県教委も新型コロナウイルスで生活リズムが変化したり、交友関係が築きにくかったりすることが影響していると分析していますが、全てがこの理由に当てはまるものではありません。一人一人に寄り添いながら、どういった支援が必要なのか考えなくてはなりません。

文部科学省は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を取りまとめました。プランでは、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通じて、学校みんなが安心して学べる場所にする。この3つを主な取組とし、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目指すとしています。

こうした調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組としては、スクールカウンセラーの設置の充実、またスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、年々取り組まれてきました。そして岩出市では、今年度、適応指導教室フレンドの設置場所の変更も言われています。そして、不登校児童生徒支援員の配置や訪問支援員など取り組まれておりますが、そこでお聞きしたいのが、生徒支援員と訪問支援員の人数と役割についてお聞きをいたします。また、支援員の配置状況はどうなっていますでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の2番目にお答えいたします。

1点目の不登校児童生徒の人数の状況でございますが、コロナ以前の令和元年度とコロナ禍の令和4年度を比較いたしますと、令和元年度は、小学生27人、中学生43人の計70人、令和4年度は、小学生66人、中学生83人の計149人です。

2点目の不登校児童生徒支援員と訪問支援員の人数と役割についてですが、毎年増員配置について、県教育委員会に要望しているところでございますが、本市の令和5年度の配置数は、不登校児童生徒支援員が3名、訪問支援員が2名です。昨年度より訪問支援員が1名増加となりました。

続いて、役割についてですが、不登校児童生徒支援員は、不登校の未然防止及び

解消を図ることを目的とし、登校するが教室に入れぬ児童生徒への支援を行います。教員免許は必要ありませんが、学校で児童生徒に接する業務や民生委員・児童委員、学校運営協議会委員、PTA役員、学校ボランティアなどの経験が1年以上ある者で、県教育委員会が実施する選考試験に合格した者が任用されます。授業は行うことはできませんが、教員が行う授業において、児童生徒を支援したり、相談相手になったりします。

訪問支援員は、長期にわたり登校できていない、または自宅に閉じ籠もる可能性が高いと見られる児童生徒の自宅を訪問し、学力保障と社会的自立に向けた支援を行いました。教員免許を有し、教員として勤務経験がある者で、県教育委員会が実施する選考試験に合格した者が任用されます。

3点目の配置条件についてですが、不登校支援員は、山崎小学校を拠点として根来小学校を担当する者、山崎北小学校を拠点として上岩出小学校を担当する者、岩出第二中学校を拠点として岩出中学校を担当する者がいます。基本的に、拠点校に3日、派遣校に2日の割合で勤務しております。

訪問支援員は、中央小学校を拠点として、根来小学校、上岩出小学校、岩出第二中学校を担当する者、岩出中学校を拠点として、岩出小学校、山崎小学校、山崎北小学校を担当する者がいます。要請がある児童生徒の家に訪問いたしますが、訪問時に保護者がいる家庭に限られております。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市の状況もお聞きしたところ、平成元年と比べて、生徒数の不登校児童数が増えているということが、令和4年度の数字を聞いて分かると思うんです。

ここで言いたいのは、コロナの影響だけではない、いろんな状況が重なったり、いろんな家庭の事情や本人の事情など、様々な状況にある子供たちが置かれている問題をどう解決していくのか、またどうやって知っていくのか、それに対してどのように不登校児童を学校に行くということだけではなく、どうやってSOSを発見したりとか、支援ができるのかというところが重要だと思うんです。

そこで大事になってくるのが、不登校の支援体制についてです。先ほどお聞きしたところ、こうした訪問活動も含めてですが、不登校児童生徒の支援員については、校内において相談相手になったり、いろんな形で話を聞いたり、対応していくということが言われました。

当然、例えば、今の聞くと、配置状況では、1人の方が拠点学校3日、それ以外

に別の学校に2日というような形になっています。当然、不登校児童生徒の人数の状況によって学校の配置にも違いがあるかもしれませんが、子供たちは毎日学校に行っているわけですね、月曜日から金曜まで。例えば、支援員さんがいるときに不登校だった生徒が学校に行けるようになったという話を聞いています。やっぱり人間関係だったり、子供の信頼関係を築く上では、3日とかではなく、やっぱり子供は毎日学校、支援員さんがいることで行くというようになるのであれば、配置状況を考えて、月曜日から金曜日までいていただく。そうした対策が必要ではないかと考えるんです。信頼関係ができてきているわけですから。

そうしたことによっては、毎年、県に増員を求めているということをおっしゃいますが、さらにしっかりと、ここに配置、置けるような形で増員を求める。なお、増員が求められなければ、市として対応どうなのかという点なんです。

子供にとって、やっぱり大事なことで、この点について、支援員について増員を県にさらに求めていくこと、またそれができない場合は、市として対応するのはどうか、この点を再質問いたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

不登校支援員のおかげで学校に登校できる児童がいることは把握してございます。同時に、各学校で別室登校を実施しているから登校できる場があるということも事実でございます。不登校支援員は、各学校で取り組んでいる不登校支援策の一助となっていることは明白でございます。定期的に県教育委員会の担当者と活用状況等を情報共有する中で、成果報告も上げていくことで、本市への追加任用が実現するものと考えております。

今後とも、学校での活用状況の把握と、学校への指導主事による指導、それから岩出市不登校支援員訪問支援員連絡協議会を継続して行いながら、引き続き県教育委員会に増員要望を上げてまいります。

市としての対応といたしましては、先ほど任用条件にもありましたが、県教育委員会の選考試験を合格した者を採用するということですので、考えてございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 20 分から再開します。

休憩 (14時 05分)

再開 (14時 18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、3 番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 3 番目の質問は、アピアランスケアについてであります。

まず、アピアランスケアという言葉、あまり耳にしたことはないのではないのでしょうか。アピアランスケアは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことです。

がん医療の進歩によって、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しています。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様な生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されています。

国は、平成30年12月に運転免許申請書等に添付する写真について、また令和2年4月に障害者手帳の交付申請時の写真について、医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うこと、帽子やウィッグを使用することが認められるよう道路交通法施行規則や身体障害者福祉法施行規則等の一部改正を行っています。

また、治療による脱毛や爪の変化等について、身近な医療従事者に相談し、苦痛を軽減できるよう、医療従事者教育プログラムの実施化に向けた研究が進められたほか、令和3年度には、がん治療におけるアピアランスケアガイドラインの改定が行われています。

患者体験調査等によると、がん治療に伴う外見の変化に関する相談ができた患者の割合は、成人で平成30年度で28.3%、小児で令和元年度で51.8%となっています。

国は、アピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援及び情報提供の在り方について検討する。また、国は、アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに関わる相談支援や情報提供体制の構築について検討を始め、令和5年、今年度からアピアランス支援モデル事業を実施する病院の公募も始まりました。

アピアランスケアは、見た目をきれいにすることが目的ではありません。外見の変化により、他人とのコミュニケーションが減る、通学や通勤など社会とのつなが

りをためらわないように支援する方法の1つです。

アピアランスケアについて、市の認識と理解をお聞きをしたいと思います。

そして2つ目は、市の支援と相談窓口についてお聞きをします。

3つ目は、今、アピアランスケア支援事業が全国の自治体に広がっています。5月3日付の毎日新聞紙面で、和歌山県でもがん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的・経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグ等の医療用補整具の購入費の助成する市町村を支援する、和歌山県がん患者アピアランスケア支援事業を今年度から実施しましたと掲載されておりました。ウィッグや人工乳房などの購入費を助成する市町村に対し、助成金の金額や一部を負担する制度です。

県内では、湯浅町、橋本市、紀の川市の3市町が実施をしています。県は他の市町村へも制度導入を促したい考えと掲載されておられます。岩出市でもウィッグ、乳房補正具など、購入助成制度導入の考えをお聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の3番目、アピアランスケアについて、一括してお答えします。

アピアランスケアは、がん治療に伴う脱毛や部分的な欠損など、外見の変化によるがん患者の精神的苦痛等を和らげるための支援のことをいいます。

がん患者やがん経験者の精神的・経済的な負担を軽減し、社会参加の促進、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグや人工乳房等の医療用補整具の購入費を助成する事業であると認識しており、全国的な広がりを見せていることは理解しております。

相談窓口は、保健介護課健康推進係で、がんなどの健康に関する相談に対応しております。現在のところ、市ではこのような事業は行っておりませんが、今後検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど、県内では3市町がやっているというふうに申し上げました。紀の川市では、県の制度で行いながら、市単独で、毛つきの帽子や帽子を対象に加えて実施をしています。これ4月から制度が始まっておりますが、3人の申請と問合せもあるということです。

また、橋本市では、今年度から県の要綱どおり実施し、現在、ウィッグに2件、問合せは6名ほどあったと担当課のほうで聞きました。湯浅町では、令和4年から県の要綱どおり行っており、令和4年では5件、令和5年では2件、既に助成されています。

また、病気や障害のある子供やその家族を支援する一般社団法人のチャーミングケアというところが、がん患者向けのアピアランス制度の助成制度がある全国の市町村を調査したところ、全国1,740自治体のうち、少なくとも38%に当たる669自治体が助成事業を行っています。

さらに、令和5年度からは、また増加しているんで、これ以上になっているかと思いますが、この助成自治体の21年度に申請者数を個別に聞いたところ、320市町村から回答があり、計7,036人が申請していると分かっています。県の担当課にもお聞きいたしましたが、ぜひ県内の自治体においても実施を広めたいとおっしゃっておりました。これで、県の制度のまま岩出市で実施しても、県がお金を負担するんで、市の持ち出しはありませんということなんです。これを窓口を置き実施するだけで、岩出市の持ち出しがないということであれば、これ、実現可能なことだと思うんです。

先ほど、検討というふうな形で言われたんですが、例えば、がんに罹患し、脱毛になった場合、男女ともに、やっぱり受け入れて、外に出たくても、やっぱりそこを受け入れるまで時間かかったり、どうしてもやっぱり気になったら、ちょっとでもこういう助成制度があることによって、購入ができて、なおかつ社会に一步踏み出すということについては、非常に大事なことだと思います。

さらに、周りの中でもいらっしゃるかと思いますが、やはり乳がん等になった場合、これから夏が来ます。必ず言われるのが、夏場にはやっぱり外に出歩くことがやりにくい、行きにくいと言われるんです。夏場はやっぱり服装が軽装になるんで、どうしても分かっちゃう。そんな場合に、やっぱり乳房の補整具、これがあるだけで、やっぱり表に出ていく。社会に出ることを考えて、やるということが大事だと思うんですね。

検討していくと言われるんですが、積極的に実施する、この姿勢を岩出市に持っていただきたい。積極的な答弁ってないですか。検討しますというのはあるんですけども、実際に、紀の川市も橋本市も今年度からやって実績あるんですよ。

窓口を開けば、対象者は問い合わせたり、それができるということです。検討するのではなく、積極的に実施する方向でやる、実施する、そうした答弁を求めたいと



思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

アピアランスケアへの導入について検討してはどうかという、再度のご質問であります。

市来議員からもご説明ありましたように、アピアランスケアは、がん患者の方が前向きに治療に向き合い、治療後も安心して生活を送るために重要であると、こういうことは認識しております。

そしてまた、先ほどからご紹介ありました、4月1日から補助事業として、橋本市、紀の川市、湯浅町ですか、3市町が実施しているということで、本市といたしましても、この件には承知しております。

今回ご提案のあったウィッグ等の購入助成事業につきましては、経済的負担を軽減する施策になると、こういうことは認識しておりますが、いわゆるがん対策の基本は、やっぱり国レベルでの公平性のある助成制度とすることが適切であると、このように考えてます。

そうしたことから全国知事会や全国市長会等から、がん患者や経験者に対するアピアランスケアを充実するため、購入費に対する支援措置を講じるように国に要望をしているところであります。したがって、本市といたしましては、今までどおり安心して暮らし続けられる社会の構築と患者の精神的苦痛を和らげるなどのサポートを行う1つの支援策と考えておりますので、今後検討すべき課題として捉えていきたいと、このように思います。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 国に要望を上げていますと。国レベルで考えていただきたいというのは分かるんですけどね。もっと寄り添っていただきたいんですよ、当事者に。なぜ県も広めたい、県で支援しますよ。岩出市でも窓口開けないのかというところが、私実際に寄り添っていただけてるのかなと思うんです。

身近にいませんか、本当に困ってる人、聞いたことないですか。

当然、高いものから安いもの、いろんなんありますよ。ただ、やっぱりそうした補助があることによって、それを使いながら社会参加を勧める。社会参加、外に出ていく、そういう機会が1つでもきっかけにつながることであれば、私はそれをや

るべきではないかなと思うんです。

当然、国がやるべき問題だというふうに答えられて、国に支援を求めていますというのは、それはそれで岩出市として、あれなんです、市として、これを窓口を開くということ、重要じゃないんでしょうか。もう一度答弁求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、国レベルでの公平性のある助成制度とすることが適切であると考えております。市町村で異なるということは、やはり公平性に欠くということがございます。そういうふうなことから、先ほど申し上げましたように、今後検討すべき課題として、引き続き検討していきたいと思っております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 ごみ袋の改正についてやります。

条例改正を先日可決がされましたが、今議会で提案するに当たって、岩出市環境を守る審議会が開催されました。しかし、市民生活に大きく関わる問題でありながら、開催期間は僅か1日1回のみ。しかも、当日資料が配布され、1回のみ開催において、結論を求めるといった方法でした。資料を読み込む時間も、それぞれの委員の方が独自の調査する時間もなく、審議会の役割、調査、審議、審査等、十分に行う期間を設けなかったことは問題だと言えます。

当日に資料を配布され説明を受けても、質問や意見を出すには、どんな場合でも調査時間が必要です。しかも、6月議会への上程について採決を取りました。本来、時間をかけてごみの減量化に向けた取組への協議と併せながら審議することが必要で、今回行った諮問のやり方は、審議会軽視または議会軽視と言わざるを得ません。

今回の岩出市環境を守る審議会での審議内容についてどう考えているのか、お聞きをいたします。

次に、当局の説明では、原材料費及び燃料費等の高騰により製造原価に影響が及ぶため、緊急に対応しなければならなかったと理由を上げられますが、今回の改正は、令和5年8月から価格の引上げをするが、特例で、令和5年、6年度は引下げ、7年度は現行に戻し、そして令和8年度で引き上げるというものです。

その財源は、令和5年度は、国の交付金を活用し引下げを行う。令和6年は、交

付金の活用が見込めない場合は、市の財政で補う。令和7年も市の財政を活用と言われました。こうした財源対応ができるのであれば、令和5年からの改正は必要ないのではないのでしょうか。5年、6年、7年で、社会情勢や燃料費等の増減状況など見極めながら、同時に、ごみの分別の徹底や、減量化に向けた議論を進め、令和7年度中に令和8年度に向けた議論を丁寧に行っていく方法が取れると考えます。

なぜ今改正が必要だったのか、ご説明ください。

次に、無料配布について、今年度の無料配布に関し、市から引換券はがきが全世帯に送付されています。そこには引換え場所については、市役所生活環境課のみとなっております。これについては、市民の方からたくさんのお意見をお聞きしています。昨日にもご連絡がありました。

その後、メール等々で4地区公民館でも引換えが可能となりましたが、4地区公民館では日付が決められています。便利なようで分かりにくい。また、周知が全く行き届いていないように思います。そして、引換えできる時間が午前8時45分から午後5時30分、土、日、祝日、年末年始除くとあります。仕事をしている方々からしたら、どう考えても間に合いませんということが出てきます。

一定の無料配布は、市民の方からも評価され、大変喜ばれています。市民に混乱が生じないように、もう少し丁寧に住民に寄り添った方法が考えられなかったのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員のご質問の4番目についてお答えします。

まず、1点目の環境を守る審議会での審議内容は、についてですが、岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題として、可燃ごみ袋の手数料の見直しについてご審議いただきました。

手数料の見直しは重要案件であり、審議会を決して軽視しているわけではございませんが、原材料費や燃料費等の高騰の影響によるごみ袋の製造コストの上昇と、併せて物価高騰による市民生活への支援という急を要する局面であったため、1回のみ開催となり、資料も当日配布となってしまいました。

岩出市の環境を守る審議会の重要性は十分認識しており、今後も市の環境を守るため、ご審議いただき、貴重なご意見を賜ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のなぜ今改正が必要なのか、についてお答えします。

先ほどからもお答えしているとおり、原材料費等の高騰により、有料指定可燃ご

み袋の製造原価に大きな影響が生じたことから、将来に目を向けますと、可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するためには、一日も早い手数料の引上げが必要でありました。本来なら、今年度から引き上げるべきところですが、急激な物価高騰等の社会情勢や国の臨時交付金が活用できることを勘案して、今回改正したものです。

以上のことから、実質的な引上げとなる令和8年度までは、議員おっしゃるとおり時間がありますが、令和7年度までは緩和策を講じることからも、現時点での議論は考えておりません。

令和8年度の引上げ後、社会情勢に大きな変化があった場合や、その他改正に必要である事由が生じた場合には、岩出市の環境を守る審議会の意見を伺うなど、十分に協議検討を行ってまいりたいと考えます。

次に、3点目の無料配布についてですが、今年度の無料配布については、燃料費等の高騰の影響により、ごみ袋の調達に遅れが生じたため、やむを得ず前期・後期2回に分けての配布としたものです。前期と後期に分けたことより、取扱店舗で混乱が生じないように、岩出市役所生活環境課での対応とさせていただきました。

また、平日に市役所にお越しになれない方や市役所まで行くことが困難な方への対応としましては、4地区公民館での配布を行うことといたしました。公民館での配布の周知については、引換えはがきの記載が間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNSの配信による周知といたしました。

なお、介護サービスや障害サービスを利用されている方に対しては、市地域包括支援センターをはじめ、市内各事業所のケアマネジャーや相談支援専門員にごみ袋の引換えへの協力をお願いしております。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目に、先ほどの答弁の中で、岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について議題にし、手数料の見直しについてご審議をいただいたと言われました。手数料の見直しは重要案件であったと。岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2条では、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとあります。

1、良好な環境の保全に関する基本的事項に関すること。2、良好な環境を保全するために講ずる施策に関すること。今回、岩出市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてはどこに、この1条、2条のどれに当てはまるのか。こ

の点についてお聞きをいたします。

これまでも環境を守る審議会は、様々な形で開催されております。どのいずれにも市長がまず出席を行い、市長が、例えば、この間であれば、産業廃棄物、産廃の処理場に関してご意見を伺いたい、このような形で出席されて、問題提起され、始まるわけですね。今回は市長は出席されておりましたが、これ諮問すること、いつ決定されていますか。審議会で審議をしてもらったということは諮問されたということになりますよね。諮問がいつ決まったのか。

審議会では様々な意見も出されましたが、答申はあったのか。答申の中身を反映させた議案の提出になっていたのか。これについてお答えをしていただきたいと思っております。

そして、燃料費が上がるから上げるんだとしきりに言うんですが、燃料費が下がった場合は、当然、もちろん下げますというのが普通だと思うんですよ、当然。それが今の段階では言いませんと言うんですが、そこは矛盾していると考えられます。燃料費が上がるから上がるのであれば、そのときそのときで情勢変わりますが、情勢は変化するんだから、下がった場合にはすぐに下げますというぐらい言えると思うんです。

あと、無料袋の配布についてですが、後から公民館でできますよということになってますけど、ほとんどの方知りませんよ。ましてや、メール、ウェブサイトって、私に、連絡を、市民の方から寄せられている方は、大半やっぱり高齢者の方になるんです。やっぱり市役所まで行くのが大変、いや公民館でやってますと、そんなん知らん。日曜日です。時間、こんなんですと。でも、ほとんどの人が知らないんですよ。早急に手だて講じる必要あるんじゃないですか。

前期、受け入れなくても、後期で一緒に受けれますよと書いてあるんですね。そうじゃなくて、やっぱり取りに行きたい。欲しいという人もいらっしゃるんであれば、でも知らないというのと違うじゃないですか。やっぱり全ての情報を知った中で、選択できるというのはあるんだけど、ほとんど知りませんよ。早急に対策を講じる必要があると思いますが、それについてお答えを求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

5月16日に岩出市の環境を守る審議会を行いました。岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2条第1項には該当しないことから、諮問、答申は

行っておりませんが、今回は、ごみ袋の手数料の改定という市民生活に密着した事案であったことから、同条第2項に基づき、広く審議会の皆様の意見を募ることと、市の方針をご理解いただくため開催したものでございます。

今後も諮問・答申の開催だけでなく、良好な生活環境の保全に関し、貴重なご意見を賜ってまいりたいと考えております。

次に、今回改正は、一日も早い手数料の引上げが必要であり、今年度から引き上げたいということで、繰り返しの答弁になりますんですけども、実質的な引上げとなる令和8年度までは時間がありますが、令和7年度までは緩和策を投じることもあり、現時点での議論は考えてない。令和8年の引上げ後に社会情勢の大きな変化があった場合は、その他改正が必要である事由が生じた場合については、岩出市の環境を守る審議会の意見を伺うなど、十分に議論検討行ってまいりたいと考えております。

その次に、3点目といたしまして、はがきには岩出市役所の生活環境課ですということで、公民館ですることが後になったことを皆さん知らないということでございますけども、今回、広報が間に合わなかった、広報とかも間に合わなかったことから、市ウェブサイトやSNSの配信による周知といたしましたが、また広報のほうにも、ちょっと遅くなると思うんですけども、またそれも入れさせていただいて、いろいろあらゆる機会を通じて周知してまいりたいと考えます。

以上です。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 諮問、答申を行っていないというふうにおっしゃったんですよね。諮問もされてないものを、じゃあ、委員の皆さんは、その日に採決までされたということですか。どう理解したらいいんですか。諮問、答申行っていないんですよね。幅広く、第2条の2項ですか、良好な環境を保全するために講ずる施策に関するということに含まれるという理解をしたのに、じゃあ、あの審議会は一体何だったんですか。

議会に出すために、いろんな意見を聞くための答申じゃなかったんですか。諮問してないものに対して、採決を行い、議会に提案する理由をつけただけですか。理由をつくっただけですか。審議会自身そのもの、やり方自身が問われないかと。審議会に通ったら議会に出しました。議会軽視になりませんか。諮問して、意見を出してもらって、それを反映して、普通出してくるのが、審議会の役割じゃないんで

すか。諮問して答申出して、それを反映する、それが審議会じゃないんですか。

諮問も答申も行っていないものに対して、じゃあ、委員の皆様はそれを聞いて、出すか出せへんかというのを採決取られたということですよね。聞けば聞くほど、ますます委員に対して失礼やし、やり方自身がいかげんなものかと思うんですけど、これについて、市としてどう考えますか。

やり方自身は、緊急だったから、緊急だったからと言うけど、財源の財政については、国のお金があり、なかった場合、市がやるんでしょう、来年は。7年度も市がやるって言ってるんですよ。市の財政で一旦出せるんじゃないですか。ましてや手数料、袋代だけでなく、手数料が上乘せされているから、手数料から先補うことだって考えられるんです。

手続上、急いでやらなきゃならなかったからやってきたというだけの理由づけで審議会がやられたというような形になりません。

諮問やってない、理解が全くできない。当然、答申もやってないから反映されませんよね。一体どう理解したらいいんですか。本当に委員の皆さんにも失礼やし、市民の皆さんにも説明責任つきませんやん。しっかり説明してください。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 繰り返しの答弁になりますが、岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則第2項に基づき、今回、ごみ袋の改定という市民に密着した事案であったことから、広く意見を募ることと、市の方針をご理解いただくため、開催したものでございます。今後も、諮問・答申の開催だけでなく、良好な生活環境の保全に関し、審議会のほうから貴重なご意見等を賜っていきたいと考えております。

○市来議員 委員会で採決取って、意見を聞いたん違いますやん。採決取ったんですよ、委員会で。諮問されてないものについて、市民に関わる問題やからと言ったけど、審議会で諮ったでしょう。諮るんですかと私聞きましたよ、委員会で。答えてくださいよ。採決取ったでしょう。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 岩出市の環境を守る審議会で、ご意見を、私、一番、審議会の最後におったんですけども、そのときにこの審議会としての皆様のご意見、方向性をお聞きしたいということで申しました。それについて多数決を取っていただいたということでございます。

○田中議長　これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

　　以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

　　通告8番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

　　増田浩二議員。

○増田議員　14番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

　　今議会では、自転車ヘルメット着用の努力義務化について、こども110番パネルについて、図書館南側の信号機から南側の歩道整備と根来寺大門までの歩道整備の3点について一般質問を行います。市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

　　まず、1点目の自転車ヘルメット着用の努力義務化から質問をします。

　　現在、自転車の利用が増える一方で、事故も増加しています。自転車に乗る際のヘルメットの着用については、これまでは、13歳未満の子供を対象に、保護者が対処させるよう努めなければならないとされてきました。2023年4月から、年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されることになりました。

　　警察庁によりますと、2021年までの5年間に起きた自転車の事故では、致死率においてはヘルメットを着用していなかったケースが、着用していたケースよりも2.2倍以上になっているということです。ヘルメット着用は努力義務のために罰則などはありませんが、大人も含めて着用を習慣化することで、事故による被害を最小限に抑えていく上では、大切な役割を果たします。

　　そこで、当局に自転車ヘルメット着用の努力義務化について、5点質問を行います。

　　まず1点目として、2023年4月1日から自転車のヘルメット着用の努力義務化が開始されましたが、岩出市においては、お配りをしている参考資料にあるように、「シートベルト、ヘルメット装着実行のまち」これを宣言しています。市庁舎前及び総合体育館の横に、岩出市の宣言看板が設置されています。この宣言を出した当時は、車とバイクの安全性が重視されていたものと考えられますが、現在の自転車におけるヘルメット着用の努力義務化の視点の上からも、宣言にふさわしい取組が求められると考えます。

　　ヘルメット装着実行のまちを宣言している岩出市の取組と対策は、どのように進めようと考えているのでしょうか。この点をまずお聞きをします。

　　2点目として、ヘルメット着用を進めるためにも、ヘルメット購入に対しての補



助制度を考えるべきではないでしょうか。他の自治体でも補助制度がつくられ、市民の安全に一役買っています。愛知県豊田市は、自転車乗車用ヘルメット購入費用の2分の1、1人1個当たり上限2,000円の制度を実施しています。他の自治体でも2,000円を上限にしているところが多いです。岩出市でもヘルメット購入補助制度、実施すべきと考えますが、市当局の対応をお聞きします。

3点目は、現在、中学校で利用しているヘルメットについては、高校入学以降もできるための改善策も必要ではないかと考えるものです。校名入りのものは、高校生になれば使いたくないだろうし、学校が休みのとき生徒が自主的に使用していきたいと思うような品物を生徒にアンケートなども行い、着用率を上げていくことも考えてはとも思いますが、教育委員会の見解をお聞きをします。

4点目は、自転車でのヘルメット着用を進める上では、盗難防止対策も必要になると考えます。例えば、自転車を利用し、ヘルメットを着用しても、岩出駅や船戸駅から電車に乗って、ヘルメットを持参していく方はほぼないと思うのです。自転車に置いていくには、盗難防止対策も必要となりますが、盗難防止対策についての市の考えをお聞きします。

5点目は、先ほどの4点目とも関わりますが、岩出駅、船戸駅に通勤・通学者に対しての自転車用のヘルメット置き場を考えてはどうなのか。装着率を上げていく上でも対応策が求められると考えますが、当局の今後の対応や考えをお聞きします。

以上、自転車ヘルメットの義務づけに関する質問を行います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員ご質問の1番目、自転車ヘルメット着用の努力義務化についての1点目についてお答えいたします。

本市は交通事故のない明るいまちを築くため、シートベルト、ヘルメット装着実行をスローガンにして、交通事故撲滅を推進することを宣言しております。交通事故撲滅を推進する事業といたしましては、現在、子供の交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため自転車安全教室などを開催し、交通ルールの習得と交通事故防止を図る目的とした岩出市交通少年団や高齢者を対象とした交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故の未然防止を図ることを目的としたときめき交通大学などを実施しております。また、自転車利用者に対しての乗用ヘルメットの着用が努力義務となりましたときには、市広報や市ホームページで周知を図っております。

次に、2点目の購入補助については、現在、岩出市立中学校の生徒に対するヘルメットの支給に関する要綱により、半額の費用負担で支給を行っているところですが、その他の購入に関しましては、個人で負担していただきたいと考えます。

次に、4点目の盗難防止対策については、交通安全と併せて、防犯意識の高揚を図る啓発を検討していきます。

次に、5点目のヘルメット置き場については、盗難防止対策と併せて、使用者の方で管理していただくことが妥当と考えますので、現在のところは考えはございません。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 増田議員ご質問の1番目の3点目にお答えいたします。

中学校で使用しているヘルメットについては、一般財団法人製品安全協会の認定を受けた製品、いわゆるSGマーク認定製品を採用しておりますが、その安全性が保証される使用期限は購入から3年となっております。そのため中学校の3年間で越えての使用は適切でないと考えております。3年間で過ぎて使用した場合は、万が一の事故の場合に、SGマーク被害者救済制度が受けられなくなります。

また、ヘルメットの形状は各学校で選定しており、岩出第二中学校では令和3年度入学生から形を変えております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 お答え、情けない、そういうお答えじゃなかったのかなと私は思うんですね。今、全国でも、先ほども言ったんですが、自転車ヘルメット購入の補助の取組、これが進んでいると思います。当局もご存じだと思うんですね。岩出市も和歌山県下で一番最初に取り組む、こういう姿勢はないんですか。

本来こういうものは、この条例、国のほうの条例が決まったら、こういう補助制度作りませんか、議員から、こんな制度しませんか、言われる前に。3月議会で4月1日からこういうことが始まるんだと。岩出市でも市民の命を守る、そういうためにはこういうヘルメットの補助制度必要じゃないのかと、執行部のほうがしっかりと考えて、条例提案する。そういう姿勢あってしかるべきじゃないんですか。しかも、シートベルト装着、これを実施しましょう。ヘルメット装着、実施しましょう。こういうことを宣言しているまちですよ。

一番最初に言ったんだけど、そういう宣言をしているまちが、本来で言ったら、やっぱり自転車の利用している方の皆さん命を守る。そのためにはやっぱり補

助制度、必要だ。そういう考えになぜならないのか。

例えば、和歌山県下でどんどんどんどん進んできた。岩出市、よそがどんどんどんどんやってきてるから、仕方なしにやりましょうか。こういうような消極的な姿勢で進んでいくのか。それとも、これを金額的には本当に少しだと思いますよ。大体1個買うのに2,000円ですよ。10個で2万円、100個で20万、500個買うても、たった100万で済むんですよ。

そういう面で言うたら、6月議会でも去年度の部分で不用額、これ幾らあったんですか。そんなお金も含めて、市の財政運営、これしっかり進めていく。そういう点で言うたら、僅か100万円、補正予算でも組んで、9月議会でも提案する。こういうようなことを考えるべきじゃないんですか。しかも、そういう部分、これ市として、今後そういうことは一切考えないのかという点、これを再度お聞きしたいと思います。

それと、教育委員会にもお聞きしたい。3年間しかヘルメットの耐用年数がないんだと。じゃあ、子供たちが中学校時代を過ごしたら、もう私らは関係ないんやと、そういう姿勢でいいんでしょうか。そういう点で言うたら、子供たちが中学校を卒業する。そのために、じゃあ、教育委員会としてお祝いみたいな形で、高校へ行っても、しっかりと自分らの安全を守れよ、そういうような姿勢、そういうようなことも考えていく。そういうことなんかも考えないのかな。そういう姿勢、私は、そういう姿勢こそ、これ教育委員会でも、やっぱり持って行ってほしい、そういうふうに思います。

もう1点は、岩出駅、船戸駅、こんなん個人で考えてください。そういう本当に冷たい答えでした。岩出駅、船戸駅で利用されている方、じゃあ逆に聞きたいけども、私はそういうものをつくって、ヘルメット利用者を引き上げる。そういうことにつなげてはどうか。そういう提案しているんです。

逆に、市のほうが岩出駅、船戸駅でヘルメット装着のためにできること、どうやってヘルメットの装着率を上げることができるのか。市の考え、逆に聞きたいです。再度お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

今、中学生がかぶっているヘルメット、これは中学校の通学用のヘルメットでご

ございます。製品安全協会という、SGマークというのがあるんですけども、どのヘルメット見ても、このSGマークをつけるということになりましたら、認定基準は3年ということでございますので、調査はしていただけたらと思います。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まずヘルメット、これはなぜ必要かと言いますと、頭部を守る、これが一番のことです。自分の命を守る、これを個人にまずはご理解いただいて、ヘルメットを着用する有用性、これをまずは認識していただきたいと考えております。

そのためには補助が全てとは考えてございません。まずはそういう必要があるという啓発、これが必要と考えておりますので、先ほど答弁いたしましたように、個人での負担をしていただきたいと考えております。

また、岩出駅・船戸駅ヘルメット置き場につきましても、先ほど答弁させていただいたとおり、盗難防止対策と併せて、使用者の方で管理をしていただくことが妥当と考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 本当に岩出市というのは、人命を軽視する、そう言われても仕方がない、そういう自治体と言われても仕方がないんじゃないですか。本当に、今のこの時期、交通事故なんかも増えている。そんな中で、なぜそもそも、自転車のヘルメット、これが大事なのかと。これは声高々に叫ばれて、国でこういう義務化がされてきたのか。それにしっかりと、地方自治体の役割として。やっぱり温かい手だてを講じていく。これは今の岩出市に求められているんじゃないでしょうか。

じゃあ、逆に、岩出市は個人負担、個人負担と盛んに言うんだけれども、そういう制度をつくらない、そういう理由、なぜなのかというのが、逆に聞きたいんですね。その自治体、やっている自治体は、やっぱり住民の安全を守っていく、その必要がやっぱりあるんだと。そういう視点が、一番やっぱり大事だし、そのためにその住んでおられる自治体の皆さんに対して、それこそ日頃、市長が言われている安心・安全、やっぱりしっかりと安心して暮らしていける、そういうまちづくりをしていくんだという視点に、やっぱり立っていると思うんですよ。

再度本当にお聞きしたいんですけども、こういう自転車ヘルメットの購入補助金、本当に考えませんか。なぜそういう視点に立てないのかな。私は本当に悲しいです。先ほど、市来議員のときには、生活福祉部、やっぱり困っている人のために

は、今後検討します。そういうことも言われたんです。そういう検討します。そういうことすら言えないということ自身、私情けないですわ。

再度、この補助金制度、他の自治体がどうしてこういう補助金制度をつくっているのか、その認識再度伺いたい。

それと、岩出駅、これこだわりますけどね。個人でどうして、そういうふうな対応、今簡単に言われたけども、個人で考えてくれと言われたけども、個人でどんなんしたら、このヘルメットの盗難防止できるのか。市としての考え方、お聞きをしたいというふうに思います。

それと、最後なんですけども、お配りした資料の、ここの宣言のこの看板、これ市庁舎の部分はきれいなんです。総合体育館の横の宣言看板、どんな状況か。これ執行部知っておられますか。もう薄汚れて、すすぼけて、本当に看板としてかわいそうだなというような状況になっています。改めて調査をして新しい看板に変えていく、そういうことは考えてはどうかというふうに思うんですが。その辺のところ、現地調査をして、対応面考えていく、こういうことを考えてみませんか。

以上、質問終わります。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず初めに、私の答弁で人命を軽視したと、そのような答弁はしてございませんので、ここで申しておきます。

まず、こちらのほうですね。まず、乗る方自身がヘルメットの重要性、これをご理解いただくのが一番と考えてございます。そこには、また啓発、市としてできることは啓発と考えておりますので、その重要性もご理解いただければと思います。

先ほど答弁で、生活福祉部の答弁と違うと。それはそれぞれの質問内容によって答弁が違うのは当然かと考えてございます。

あと、総合体育館の看板につきましては、これは確認させていただいて対応してまいります。

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時35分から再開いたします。

休憩 (15時19分)

再開 (15時33分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、こども110番パネルの取組について質問をします。

この間、岩出市においては、子供を見守る運動として、岩出警察をはじめ、岩出市青少年育成市民会議の皆さん、学校関係者やPTAの皆さんをはじめとして、幅広く子供たちをすくすくを育てる取組が進められてきました。今回、一般質問で取り上げる、こども110番運動にも積極的に関わられています。この取組をさらに改善できないかという視点に立って質問を行います。

まず1点目は、市として、こども110番パネルの推進に取り組んできましたが、現在の到達点と状況はどうなっているのか、まずお聞きをします。

2点目は、このこども110番パネルを車の後ろに磁石式のマグネットシートを貼り付けて走っている、そういう車も以前ありました。私も同様に車に貼り付けて、今走っていますけれども、最近是这样いった車なんかもほとんど見かけません。自転車のかごに取り付けておられたという方なんかも随分以前は見たんですが、最近全くないとは言いませんけれども、自転車に取り付けて、こういう見守り活動に参加、協力されておられる方も少ないように感じます。このような現状の中で、市としての見解はどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、こども110番のパネルは磁石つきではなくて、車に取り付けるにはマグネット磁石、これを購入する必要があるんですが、教育委員会で自転車を対象にしているんだということも、聞き取りのときにもお聞きしましたけれども、このパネルですね、マグネット磁石つきの110番パネルというようなことなんかへも改善をして、そして、さらに協力者を増やしていく、そういう取組も行ってはどうかかなというふうにも思うんですが。市の考えをお聞きをしたいと思います。

4点目は、車ですね、小型の軽の乗用車なんかでも取り付けられるような、今のパネルじゃなしに、横型のこういった軽乗用車なんかにもつけていただけるようなマグネット形式のこども110番というようなパネルも考えてみてはどうかというふうにも思うんです。

5点目については、こうしたこども110番、こういう市としての運動、取組を進める上でも、岩出市の公用車にこども110番パネル、こういうものを取り付けて、もっと市民に積極的にアピールする、こういう考えはないのかという点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員のこども110番パネルの取組について、ご質問にお答えいたします。

まず1点目、こども110番パネルの推進に取り組んできたが、現在の状況は、についてであります。こども110番運動は、もともと警察庁が推進しているもので、子供が何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子供を一時的に保護し、警察や学校に連絡するという活動で、和歌山県では紀州犬をモチーフにした「きしゅう君」をシンボルにして取り組んでいます。

岩出市では、地域の子供たちを犯罪や事故から守ろうと、平成16年8月に当時の岩出町青少年育成町民会議が岩出警察署と連携して、地域住民や郵便局、金融機関などのご協力により、岩出町子供安全パトロール隊を発足し、きしゅう君をデザインに取り入れたパネルを自転車の前かごなどに取り付けて、登下校の時間帯に合わせ見回りをするという活動に取り組んできたところです。現在もこの活動は、登校時の挨拶運動などと併せて、子供の安全を守るための活動として継続しております。

次に、2点目の最近は取り付けて走っている車を見かけないが、市としての見解は、についてであります。自転車の前かごなどに取り付けていただくパネルのほかにも、ステッカーを作成しており、自動車やバイクに貼っていただいております。ステッカーの劣化により目立たなくなったり、車を乗り換えて新たに貼っていないといった状況もあるのかと思います。

次に、3点目の磁石つきパネルへの改善をについてであります。和歌山県警察本部に問い合わせたところ、近年、こども110番に係る予算は計上されていないとのことであり、先ほど答弁したとおり、自動車にはステッカーを貼っていただけますので、マグネットタイプのものを作成する予定はありません。

次に、4点目の横長型のパネルも考えてみてはどうなのか、についてであります。ステッカーは縦長ですが、A5サイズ程度の大きさとなっており、軽自動車でも十分貼っていただけますので、横長のものを作成する予定はございません。

次に、5点目の市の公用車に取り付け、市民に積極的にアピールする考えは、についてであります。全てではありませんが、教育部の公用車を中心にステッカーを貼っております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただいたんですが、岩出市では、シール対応というようなことを今言われたんですが、教育部長も言われてたけども、車というんかな、そういうところの関係については、やはりシールというのは貼りづらいんですよ。一般の方が、仮にこれシール貼るでしょう。古くなってきたら剥がれないんですよ。洗車なんかすると、傷なんかもいったりとかして、見栄えがよくないというんかな、そういうふうな状況で、シールというのは、やはり車に貼る対応という点では、シールはやっぱりふさわしくないというか、やっぱり改善が要るんじゃないかなというふうに思うんです。

だからこそ、私、今回取り上げたマグネット式、そういうもので取り外しができるような形で、もう少し気軽に対応していただくということを考えてみたらどうなのかなというふうに思うんです。

現在、資料の中にもあるんですが、こども110番の安全パトロールという、少なくとも、パトロール中という、こういうやつとか、これいつやったかな、おとつぐらいやったかな、シール形式のやつをこれ頂いて、私そのシール形式のやつも今磁石、マグネットのやつを取り付けて、今、私の車に取り付けて、今走っています。

先ほど答弁の中では、横長のやつなんかについては考えてないんだということを言われてたんですけども、シールのやつに、それこそ磁石のマグネット式のやつを貼り付けて、それを軽乗用車というんかな、そういうところなんかに貼っていただけませんかという、そういうようなことも市として考えてみたらどうかなというふうに思うんです。だから、昔はシールという形式だったんですけども、今、そういう便利なマグネット式のそういう磁石というのがあるんで。これやっぱりもっと有効活用して、対応していくということも必要な時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、今言ったこども110番と、この間のシール、それにマグネットをつけてアピールしていくという、もっと積極的に活用していただけませんかという、そういう対応というのは一遍考えてみませんか。その点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

マグネットシートに大変こだわっているようですけども、シールのほう、在庫ございますので、今あるものを活用していくというのが当然のことでございますので、



マグネットシートについては、作成することについて考えておりません。

ちょっと今日、私お話しておきたいのは、こども110番運動が始まって約20年が経過しております。その後、青少年を取り巻く環境というものが大きく変化しております。その中でも一番大きく変わっているのが、インターネットの環境であります。現在も県の刑法犯認知件数というのが県警のホームページにも出ておりますけれども、令和4年中に和歌山県内3,438件がございました。この犯罪の手口ですけれども、器物損壊であるとか、自転車盗・万引きと、こういった手口の件数でありまして、この中で少年が関わった件数というのは10.3%、約1割、少年の検挙や補導数というのは大きく減少しているということでございます。

昨今の報道等を見てますと、インターネットを通じて様々な犯罪に巻き込まれるケースというのが増えているのが実態であります。県警本部の生活安全部少年課に問い合わせたところ、やはり今最も力を入れているのは、インターネットの関係であるということでありまして、県警においては、きしゅう君の防犯メールによる防犯情報のお知らせ、出会い系サイトの危険性についての啓発、また警察庁と文部科学省が合同で、ネットには危険がいっぱいというチラシを作成しており、SNS等による犯罪防止を呼びかけているということでございます。

犯罪のほうもそっちのほうにシフトしているということでございます。こういったことを受けて、教育委員会では、青少年育成市民会議等、各種団体と連携しまして、例えば、昨年度の市民会議の研修会では、県内青少年のインターネット・SNSのトラブルについての講演会、また今年度の青少年補導委員会、ここでは薬物乱用防止についての研修会、また那賀地方学校・警察・青少年センター連絡協議会では、情報モラルを身につけよう、小学校のスマホの安全な使い方教室、こういったことにシフトしております。

今年の7月、青少年の非行・被害防止全国強調月間ですけれども、7月の12日に市民総合体育館において、夜の7時から県警本部の少年課から講師をお招きして、少年の非行被害防止、SNSの危険性をテーマとしまして、青少年健全育成講演会を開催する予定でございますので、議員皆様のご出席もよろしくお願いいたします。

そういったことで青少年を取り巻く環境、これも時代とともに変化しております。当然のことながら、行政として、当然時代の変化あるいは課題に応じていかなければなりませんので、そういった、20年前にはそういうことに力を入れてきましたけれども、今ちょっと方向性が変わってきているというのが実態であります。

青少年の健やかな成長、市民の皆さんの願いであると思っておりますので、引き続き家

庭・学校・地域・行政及び関係機関と連携して、こども110番運動も含めまして、青少年を守る各種事業に取り組んでまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育長も言われましたけれども、今度7月12日、青少年育成市民会議の中での講演というのも、私、議員にも通知なんかいただきました。改めて見守り運動の大切さということも含めて、大事かなというふうに思うんです。

最後にお聞きしたいのは、今も教育長言っておられたけども、この運動を通じてもう20年だというんですね。当初は、こども110番のパトロールの自転車に取り付けるやつでも取り付けてたとしても、やっぱり年月がたつと色があせてきたり、薄くなってきたりとかするんです。私、実は今の330番というのは2枚目なんです。1回目は百五十何番ぐらいやったと思うんですが、その当時頂いたやつをずっと使ってたんですけども、色あせてきて、見栄えも悪いし、見えづらくなってきたというんで、もう1枚もらえませんかという形でいただいて、今つけているんですけれども。こういう点で言うと、自転車で走っておられる方も、やはり古くなってきたりとかで、自転車へつけるのじゃなしに、外してしまったという方なんかもやっぱりおられると思うんですね。

だから、改めてそういう自転車用のパネルですね、今もまだ岩出市としてやってますよということなんかも、今度の講演会なんかも含めて、青少年市民会議の皆さん以外にも、市民の皆さんにも活用していただけませんかという取組なんかもされてはどうかのかなと。改めてされたらどうかのかなというふうにも思うんです。

その点、実際には今の通知ナンバーですね、ナンバー的には、今、何枚ぐらいまで交付されているというような状況になっているんでしょうか。最後にこれちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 現在、パネルの配布枚数は150枚程度配布してあると記憶しております。ステッカーにつきましても在庫等ございますので、またご入り用の方には配布、いつでもさせていただきます。

パネルの在庫は60枚で、配布については150枚程度、配布しております。

番号については、どのように番号を振ったのか、その経緯についてはちょっと不明でございます。

○田中議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　3番目の質問として、旧県道泉佐野岩出線の道路整備と、図書館南側信号機から根来寺大門まで、この間の歩道整備についてお聞きをするものです。

ご存じのように、現在は県道泉佐野岩出線については、バイパス化されて、4車線道路として毎日多くの車が通行しています。旧県道泉佐野岩出線については、この間、歩道整備が進められてきたところですが、林町長の時代から少しずつ改良工事がされてくる中で、歩道の幅も割と広いところもあれば、幅70センチぐらいの元喫茶店のペポというところがあるんですが、図書館の南側に、そのところなんかでは、この添付資料にも、これ見ていただいたら分かるんですが、本当に70センチぐらいの歩道しかありません。また、根来保育所の進入付近や、根来橋という、この北側については全く歩道がありません。安全性の確保が求められています。

その点から、まず1点目として、市民の安全を守る上での旧泉佐野岩出線における歩道整備についての市の基本的な考えをお聞きをします。

2点目として、根来小学校の東側、旧県道泉佐野岩出線におけるからす橋というところから図書館南側信号機までの区間における歩道整備、これを市としてどう取り組んでいくのかと、今後どう改善していくのか、お聞きをするものです。

歩道のあるところも、舗装も剥げてきていたり、水たまりができる、そういう場所も多々あります。年次計画として、具体的な改善計画が現実的にあるのかどうか、お聞きをします。

3点目は、図書館南側信号機から根来寺大門までの区間における歩道整備を求めるものです。

この区間も、配付資料にあるように、道路の状態が非常に悪くなっています。革靴で歩いてもごつごつした砂利の感覚、これが靴の底に感じられる。そういうふうな状況にもなっています。しかも、この区間においても、道路の陥没箇所が幾つもあり、水たまりができたり、段差がついて、歩きにくい状態にもなっています。早急に舗装舗装のやり直しを行い、道路の改修が必要だというような場所だと考えますが、今後の市の対応をお聞きをします。

以上3点について、歩道の整備、これを求めるものです。

○田中議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の3番目、旧泉佐野岩出線の歩道整備と根来寺大門までの区間の歩道整備について、通告に従い、一括してお答えいたします。

本市における市道の歩道整備事業につきましては、これまで市道安上中島線をはじめとする新設改良道路への歩道整備を行い、現在、整備を進めている市道金屋荊本線についても、2メートルの両側歩道で事業を進めています。

また、交通安全対策事業の歩道整備事業として、市道山西国分線が令和3年度に完了し、その他の地区につきましても、市道船戸山崎線をはじめ、各箇所では通学路を重点に取り組んできました。

現在は、令和3年度から吉田地区の市道東山下中島線を計画的に進めています。また、令和4年12月議会におきまして、増田議員からご質問のありました、根来小学校西側の市道根来森1号線の整備につきましても、今年度着手しております。いずれの路線も既設の歩道がない箇所、市道東山下中島線は、国の補助事業である岩出市通学路緊急対策推進計画に位置づけられています。歩道整備箇所としましては、歩道が未整備な箇所、歩行者が多く、危険性・緊急性を判断して、必要性が高い路線から取り組んでいるところでございます。

つきましては、議員ご質問の旧泉佐野岩出線である市道根来川尻線や図書館南側信号機から根来寺大門までの市道根来北大池線につきましては、既に歩道を整備していますので、新たな歩道整備の考えはありません。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきましたが、残念ながら、今の現時点では、からす橋のところから図書館南側の信号の区間、これは一切改善はしないんだという対応なんです。現実的には市として、この部分については危険な箇所だというような認識そのもの自身があるのかどうかという点、この点を再度お聞きをしたいのと、大門までの間の区間なんです。実際、通告を出してから、現地を見に行かれて、そして現場の状況、実際に歩いたりとか調査、これは実際されたんでしょうか。

実際調査されたとしたら、改修しないという認識は、私、ちょっとどうなのかなというふうに感じるんですが、その点、再度、市として調査も含めたその上での認識なのかという点、再度確認だけちょっとしておきたいというふうに思います。

そして、答弁の中で改善をしないという答弁に至った理由ですね、なぜ改修しない、改修する必要がないんだという認識になったのか、この点だけ再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、市が整備しないという認識についてですが、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、毎年、合同点検を実施し、通学路の改善を行ってございます。効率的・効果的に合同点検を実施するため、各学校において危険箇所を抽出し、後日、学校関係者、道路管理者、警察及び教育委員会が参加して、現地確認を行い、対応を協議して、岩出市通学路交通安全プログラムを更新してございます。議員ご質問の箇所につきましては、これまで学校からも要望がございません。

それと、からす橋、根来交差点から図書館南信号機、これ岩出図書館南交差点なんですけども、その間につきましては、市道根来川尻線というんですけども、市道根来川尻線、根来交差点、議員おっしゃる、からす橋です、から北向きの東側につきましては、路側帯が約1.5メートルあることから、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明確に区別できるようにして、交通事故を防止することを目的とするグリーンベルトの設置等を検討しております。

その他の箇所につきましては、道路と民地に十分な余裕がなく、用地取得が困難な箇所でありますので、現在のところ、整備する考えはございません。

なお、現在進めています、先ほど答弁しました2路線、これを早期に完了し、児童生徒をはじめとする歩行者等が安全で安心して通行できるよう取り組んでまいります。

それと、根来北大池線の歩道のくぼみについてですけども、事業部と上水道局が連携して、毎月2回、2人1組で路面の状態等を点検してございます。点検の際に異常を発見した場合は、比較的小さい陥没については、その場で職員が簡易舗装材による修繕を行ってございます。したがって、議員ご指摘の箇所につきましては、簡易舗装材で舗装済みでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 答弁の中では、学校関係のところから連絡がないからというような答弁だったんですが、県道泉佐野岩出線の信号から東側の大門ですね、大門のところに行く道路は、学校の子供たちだけじゃないですよ。朝でも根来寺周辺散策される。そういう方はたくさん朝通っておられるんですよ。だから、子供だけじゃないんですね。一般市民の多くの皆さんがやっぱり通られています。そんな中で、先ほども言

うたんやけども、歩道の舗装のところが痛んでるんですよ。修理したと言うんだけど、修理しているような箇所ないですよ。

だからこそ、私、今回、そこのところはごつごつした石なんかも靴で歩いたら感じられるぐらい悪なってるし、道路の陥没箇所があるんだと。だから、そういう改修が必要じゃないのかなと。そういう対応を今回、質問として取り上げたんです。

だから、そういう点でいうと、私、もう一度、改めて、当局が再度調査、これぜひともこれしていただきたいなというふうに思うんです。

舗装というのかな、これ絶対これしてほしいなという思いは、本当にあるので、その辺、再度市の対応面、再度調べ直していただくということをお願いしたいと思います。これ最後にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

岩出図書館南交差点から大門までの間につきましては、一部旅館の前は歩道を設置してませんけども、既に歩道を整備済みでございます。それで旅館の前につきましては、幅が取れないということで、困難ということで、当初から断念している件なんですけども。先ほど答弁しましたように、何か所か陥没してるとこあるんですけども、先ほど答弁しましたように、簡易舗装材で補修してございますので、またご覧になってください。

○田中議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和5年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時07分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

令和5年6月15日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 市來 利恵

署名議員 増田 浩二